令和3年 第3回定例会

浦臼町議会会議録

令和3年 9月15日 開会

令和3年 9月17日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和3年9月15日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第31号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)
- 7 議案第32号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 8 議案第33号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第34号 浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
- 10 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて
- 11 同意第 2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 12 同意第 3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 13 報告第 3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 14 認定第 1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第 2号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 16 認定第 3号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 17 認定第 4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 発議第 2号 事務の検査について
- 19 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を 求める意見書について
- 20 意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 2 1 意見書案第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 22 所管事務調査について (総務産業常任委員会)

〇出席議員 (9名)

議長 9 番 小 松 副議長 8 番 美 君 正年 君 中 Ш 清 1番 髙 田 英 利 君 2 番 野 崹 敬 恭 君 男 3 番 柴 田 典 君 4 番 東 藤 晃義 君 川広巳 君 5 番 折 坂 美 鈴 君 静 6 番

7番 牧 島 良 和 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	Ш		畑	智	昭	君
副	町	長	石		原	正	伸	君
教	育	長	河		本	浩	昭	君
総	務 課	長	明	目	見	将	幸	君
総	務 課 主	幹	早		坂	隆	広	君
<	らし応援課	長	中		田	帯	刀	君
く 主	らし応援	課幹	或		田	幹	夫	君
長	寿福祉課	長	齊		藤	淑	恵	君
長	寿福祉課主	幹	城		宝	睦	己	君
産	業振興課	長	横		井	正	樹	君
建	設 課	長	馬		狩	範	_	君
建	設課 技術	長	竹		田	圭		君
教 事	育 委 員 務 局	会 長	上		嶋	俊	文	君
農	業委員会会	長	畑		山		証	君
代	表監査委	員	笹		木	政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	或	田	朋	子	君
書	記	三	部		航	君

◎開会の宣告

○議 長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第3回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

〇議 長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めて まいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

〇議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

〇議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

〇議 長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、令和3年第2回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願い、主なもののみ報告いたします。

7月に予定されておりました空知町村議会議長会中央要望実行運動はコロナ感染拡 大防止のため中止となり、ほぼすべての研修会も中止となったところであります。

8月30日、植村道議と北海学園大学3年生の佐藤氏との合同による政務調査が行われ、エゾシカ利用推進に係る調査ということで、私と中川副議長、柴田常任委員長の3名で議会対応をさせていただいております。

次に、教育長より令和2年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提 出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので報告済みといたします。

次に、監査委員より令和3年6月から8月に実施された例月出納検査の報告があり

ましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写し をお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

〇議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。 川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

おはようございます。

令和3年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。本日をもって招集いたしました第3回定例会では、議案4件、同意3件、報告1件、認定4件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第2回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、道内の新型コロナウイルスに関しましては、6月の定例会以後しばらくは札幌市を中心としたまん延防止重点区域の指定にとどまっておりましたが、先月下旬、全道で600人近い感染者が発生し、27日から再度緊急事態宣言が出され、さらに今月末まで延長されたのは周知のとおりでございます。

詳細は後ほどご説明いたしますが、今現在で町民からは一人の感染者も出ておらず、 ワクチンにつきましても全対象者の9割近くの方が2度目の接種を完了しており、町 民の皆さんの深いご理解とご協力に感謝申し上げる次第です。

今後は当初の想定どおり集団免疫の効果が発揮され、終息へ向かうことを望むばかりですが、新たな変異株やブレークスルー感染、3度目のワクチン接種など一つの段階が過ぎるごとに新たな事態が生じてきていますので、引き続き町民の皆さんには十分な注意をお願いするとともに、変化に対応できるよう事態を注視してまいります。

なお、緊急事態宣言により、予定しておりました札幌交響楽団による演奏会は中止、またジビエを活用した空知総合振興局との連携事業につきましても、本町を含む4市町を訪れたキャンプ客にジビエ料理を提供し、アンケートにお答えいただく内容でしたが、緊急事態宣言の影響により規模を縮小した上で10月に先送りとなっていますことを報告させていただきます。

次に、以前にもお知らせいたしましたが、鶴沼ワイナリーにおいて、北海道ワイン、 北大農学部、NTTや豊田通商に町も加わって、コンソーシアムを立ち上げ、10月 から5G回線を活用したスマート農業の実証試験が開始されることになりました。

町としては、公共施設の貸与、町道の専用等、側面からの支援を行う予定でいると ころでございます。

行政報告につきましては以上でございます。

○議長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。 河本教育長。

○教育長 (河本浩昭君)

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第2回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、1点につき報告をさせていただきます。

8月27日の全道市町村教育委員会教育長会議では、緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について、北海道教育長からの説明があり、夏季休業期間中から児童生徒の新規感染者が増加し、小中学生は家庭内感染、高校生は感染経路不明が多く、中学校及び高校では部活動や大会においてクラスターが発生している現状から、感染リスクの高い学習活動は行わないこと、学校行事を中止、延期、縮小などの学校への要請、臨時休業の判断とオンライン学習の促進による学校教育活動の継続、ワクチン接種に関する正しい理解、抗原検査キットの活用など、学校における感染予防の徹底の重要性につきまして共通認識を得たところでございます。

このことを受けまして、記載はありませんが、浦臼中学校の学校祭につきましては、 緊急事態宣言下ではございましたが、感染リスクの高い活動を行わず、保護者、来賓 の観覧をなくし、今月4日に縮小し、開催をしております。引き続き、適正な対応に 努めてまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

〇議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

〇6番(静川広巳君)

おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和3年第3回浦臼町議会の定例 会におきます一般質問を町長並びに教育長にさせていただきます。

まず、1点目ですが、保育の必要性の認定についてということで、町長にお伺いいたしたいと思います。

今回このようなことが起きております。 1 人の子供が保育園に入所しており、 2 人目を出産したことにより、育児休業状態となり、仕事についていないという判断となり、入所していた子供が退所しなければならないこととなっております。

ただ、出産後8週間は保育継続は認めるが、経過後は退所ということでありました。 浦臼町認定こども園開園以来、このようなことは知らなかったことですが、開始以 来、どのような状況であったのか、また入所させている保護者は理解していたのかお 伺いいたしたいと思います。

また、従来の児童福祉法においても、保育の必要性の認定についても、妊娠中、出産後についても基準を設けて認めているが、認定こども園という新しい制度ができてからは、保育のあり方については、子ども・子育て支援法の国の基準をもって集約されております。

この中において、保育の必要性の認定は各市町村の自治体が行うこととされており、 市町村の裁量によって決めることとなる。これを踏まえ、浦臼町は子育てに関しては、 医療費、学校給食費、おしめ、不妊治療、通学補助など充実した政策に取り組んでい ると考えますので、保育の必要性の認定についても十分な子育でができるよう、2人 目、3人目と出産することができる環境づくりが必要と考えますので、保護者が仕事 におおよそ復帰できるまで継続保育をすべきであると思いますが、保育の認定を浦臼 町の将来を担う子育てをどう考えるかを含めた上でお伺いをいたしたいと思います。

続きまして、町長と教育長にお伺いいたしたいと思います。コロナ感染症ワクチンであります。

現在、12歳以上を対象としたワクチン接種を行っていますが、特に中学生、高校生の接種の状況についてどのようになっているのか、ワクチンの有効期限が10月をもって切れるということですが、有効期限後に接種したい申し出があった場合、どのような対応になるのか伺いたい。

また、ワクチンを接種した子供、接種していない子供、接種できない子供との間の中で、差別的な問題や平等性に欠ける問題など、偏見が生じてはならないと思います。

今後、研修旅行、視察旅行、修学旅行など学校行事が回復した場合において、問題が生じないようにするべきですが、どのように考えているかお伺いいたしたいと思います。

以上です。

〇議 長

それでは、静川議員の質問に対して答弁をお願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

静川議員のご質問にお答えいたします。

平成30年4月5日に浦臼町認定こども園が開園してから、育児休業期間については保育の必要性ありという認定をしております。

ただ、議員の質問を受けて、今回のケースを確認したところ、担当者から保護者に対して、育児休業期間についての保育継続はできないと、誤って説明していたことがわかりました。

当該保護者にはすぐに連絡し、手続をすれば保育継続が可能である旨の説明と謝罪をいたしたところでございます。

今後は間違いが起きないよう、判断の基準となる子ども・子育て支援法、町の条例等とは別に保育の認定に係るマニュアルを作成し、引き継ぐことにより改善を図ってまいります。

最後に、町の保育の認定に対する考え方ですが、国の規則により一定の幅の中で、 市町村が定めると定められているものにつきましては、保護者が最大限有利になるよ う町の規則を定めているところでございます。

続きまして、2点目、新型コロナワクチンのご質問にお答えいたします。

12歳から18歳の接種希望者に対するワクチン接種につきましては、8月11日 より接種を開始し、本町における接種の最終日である10月1日までの日程で接種を 進めているところでございます。

現在までの予約状況に基づく10月1日までの見込みでございますが、中学生、13歳から15歳になりますが、対象者39名に対し、接種者23名で、接種率59.

0%、高校生につきましては、対象者38名に対し、接種者27名、うち1回のみが2名となりますが、接種率71.1%となる見通しでございます。

また、議員ご指摘のとおり、本町に対して供給のありましたワクチンは、10月末をもって使用期限を迎えるところでございますが、貴重なワクチンの有効活用と接種を希望される町民のニーズにこたえるため、使用期限を迎える前に新十津川町へワクチンを融通した上で、現在も接種を実施している花月クリニックにおいて、一定期間、浦臼町民の接種に対応していただけるよう体制を整えたところでございます。

12歳を迎え、新たに接種対象となる方や、まだ接種されていない町民の方に対しましては、今週中をめどにご案内の文書を発送する予定としているところでございます。

接種を受けていない子供への差別や偏見につきましては、新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、あくまでもご本人の意思に基づくものでございますので、接種しないことによる差別的な扱いがあってはならないことは、私も議員と同じ思いでございます。

そのような差別的な扱いや不利益な取り扱いが起きることのないよう、広報等で注意喚起してまいるところでございます。

以上です。

〇議 長

河本教育長。

○教育長 (河本浩昭君)

静川議員の教育委員会関連のご質問にお答えをいたします。

町立学校の児童生徒におけるワクチン接種につきましては、接種対象が12歳以上となっていることから、中学校の全生徒と小学校6年生の一部の児童がワクチン接種の対象となっているものと認識をしております。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、ワクチン接種は強制ではなく、任意によるものであり、ワクチン接種を受ける、受けないことによって、児童生徒に偏見や差別などが起きることは決して許されないものとして、学校にも同様の指示をしており、ワクチンの接種は強制ではないこと、強制してはいけないこと、ワクチンを接種することができない人もいるということなどを、児童生徒の発達段階に応じて適宜指導をしております。

また、学校行事等への児童生徒の参加等に際しましても、ワクチン接種の有無にかかわらず、平等に実施されるべきであるものと認識をしております。

以上でございます。

〇議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。

静川議員。

〇 6 番 (静川広巳君)

まず、1点目の保育の認定でありますが、間違いだったということで、育児休業期間中は国が定めているほぼ1年に到達するまでは一応継続できるという基本的なものがありますので、その辺私もちょっと見て、えっと思ったんですが、間違いだったと。

ただ、ちょっと一つ疑問なのが、うちの町がこうした認定の事務を行っている部分、 それと指定管理を受けている、逆に言えば、そこもこういった保育だとかそういった 部分のある程度、子ども・子育て支援法というものに基づいて運営されていると思う んですが、そういった部分でそこの指定管理者もある程度はそういったいろんな育児休業期間はこうだよとか、いろんな問題起きたときはこうだよというのは、やっぱり認識していなければならないのではないかと思っていますが、その辺、もしうちの町の担当が何か間違っていて、指定管理者である認定こども園の運営事業者と話をして、この子が対象になりますよとなったときに、双方で話をしているはずなんですね。

そうなった場合、認定こども園側が違うのではないかとか、おかしいのではないですかという話にならなかったのかというのが、ちょっとそこがわからなくて、その辺が町と指定管理者である認定こども園、運営側とどういった共通的なこども園というか保育ということに対しての認識を持っているのかを、ちょっと伺いたいと思います。

○議 長

答弁お願いします。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の議員の質問を受けまして、認定こども園なかよしの方にも内容を確認したんですが、実際、今回のケースの保護者の方から、なかよしの方に、今回の保護者のご兄弟の方が以前育休で保育を継続できたんだけれど、どうして今回はだめなんですかという疑問を投げかけていたそうなんですが、なかよしの方の回答は、町の方で保育の認定は定めるので、町の説明がそういうことであれば入れないのではないでしょうかという回答をしていたと確認いたしました。

今回、いろいろ調査しまして、今回、なかよしの認識の方もちょっと町の方にゆだねているという部分、確かに正しいんですけれども、今後このようなケースがあった場合は、町の方に保護者の方からこういう質問がありましたということで、町の方にも確認していただけるようにお話をしましたので、今後連携をとって間違いがないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ございませんか。

静川議員。

〇6番(静川広巳君)

実は、今回この件に対しまして、指定管理者、認定こども園の本家本元は深川市なんですが、ちょっと私もすごく不思議に思いまして、深川市に聞いてみました、これは。

やはり、そうしないと、指定管理者も深川市で保育園をやっておりますから、そういった部分で同じ共通認識でなければならないという観点はあるんですが、深川市は ちゃんとそこはしていますという答えでした。

深川市も保育所は一つではないので、その中で一応保育所という部分の中でいろいるそういう妊娠中だとか、出産後、そういった部分はこうだよという保護者との話もして、できるだけそれに対応できることはしているということで、ただ深川市は認定こども園ではないそうです。すべてが保育所だそうです。

深川市の言い方では、うちの町は保育所なので、若干ハードルが高いので、いろいろな証明書なり、そういった、要は育児休業の認定書とか仕事を探しているからこの期間だけ下さいとか、そういう、あと就労証明書とか、そういったある程度保育所と

いう部分での決められた部分はあるんですが、一応そういう書類を出していただいた 中で、国が認めている1年間という育休の期限の中で行っていると。

市役所は一応書類さえ出していただければその期間は継続して見るとなっていますし、保護者もそういうものを理解していて、保護者同士でもそういう話をしながら、子育てをしていますよという話なので、その辺、うちの町がもうちょっとしっかりして、子育てのこういったこども園もそうですけれども、認識がないというのではなくて、その辺をもうちょっと町としてもしっかりと共通認識を持った形で進めさせていただければなと思いますが、どうでしょうか。

〇議 長

答弁お願いします。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

ただいまの質問ですけれども、保育の認定はあくまで町でする事務となっておりますので、その件に関しては以前ちょっと別件で、なかよしの方で認定の件について、入れる、入れないというのを答えていて、ちょっとトラブルがあったケースがありましたので、基本的には認定の関係は町に聞いてくださいということで話は一本化していたんですが、今回ちょっとそういう照会があったことに対して、こちらに届いていなかったという反省点がありますので、そこについては修正していきたいと思いますし、あと利用されている保護者の方も育休は使えるんだということが、まだ使っていない人、これから使う人がわかるように、町の方で周知、PRしていって、間違いが起きないようにしたいと考えております。

以上でございます。

〇議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

静川議員。

〇6番(静川広巳君)

まず、町長の方へ質問させていただきます。

まず、コロナのワクチンが今大きな問題といいますか、今後どうかなと思うのが、やっぱりワクチンが1回、10月で終わるということなので、その後のことなんですが、先ほど、全員協議会でちょっと若干その話も説明があったんですが、今後違う病院において希望者は打っていただくということですが、その説明の中で、これかよという方が花月クリニックというところですが、そこへ直接申し込むという方法でして、方が花月クリニックというところですが、そこへ直接申し込むという方法でして、ださいということなんですが、ちょっとこの辺が私も疑問に思うところでして、直接やはりやった方がいいのか、それとも一時、町で受けたい人は受けて、例えば4とかち人まとまったら、花月クリニックと相談をして、日にちなりそういったものかち人まとあてそういう部分で、例えばもし足がない方とかもいますから、その辺をちょっと逆しても花月クリニックでなければやっぱりならないのか、その辺をちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

直接本人が電話するという前提でお話をさせていただいていますので、それ以外のことについては詳細に話あったことはありませんけれど、花月にしても、もう新十津川町は大半が終わった中で、6人分ということになりますけれど、浦臼町で6人まとまったからということ、なかなか浦臼町で6人まとまらないという前提でちょっと考えておりまして、新十津川町と浦臼町を合わせて何とか6人、1本分になってむだにすることなく打てるような形をとっていただければという考えでおりますので、今後8割を超えた方が接種を完了しているということで、打ちたいと思われている方はほぼ終わられているのかなとは思っております。

ただ、何らかの事情で打てなかったという可能性もないわけではありませんけれど、 人員的にはかなり少ないと想定しておりますし、6人まとまったからということにも、 なかなかならないのではないかと考えておりますので、新十津川町の方と合わせた形 で可能な限り6人にしていただくような調整を病院側でしていただいて、今回の接種 を進めていっていただければという考えです。

○議 長

再々質問ありませんか。

静川議員。

〇6番(静川広巳君)

今の町長の関係は、次に柴田議員が同じような質問をしますので、ちょっと残して おくことにします。

教育長に再々質問させていただきます。

ちょっとすごく不安に思っているのが、今報道でいろんなこれから経済を回復する ために緩和していくという段階で、ワクチンを接種した人、PCR検査を受けてどう のこうのという、決まってもいないんですけれども、そういう報道が流れていて、そ ういうものが県をまたぐとか、いろんな宿泊先とか飲食店とか、そういったものでワ クチン接種証明書みたいなものを提示すれば入れるよみたいな部分が報道で先走って しまって、それがすごく今ちまたでは心配しているという部分で、うちの町も特に子 供を持っている保護者も、今後修学旅行とか研修旅行とか、どこかへ行って飲食店な どというとき、そういう規制があるとどうなんだろうねと、ちょっと不安だねと。だ からワクチン、やっぱり打たなければいけないのかなという、そういった部分もあり ながらなんですが、私としてはそういう部分はあってはいけないと思うんですが、学 校として例えばこれから中学生、たしか修学旅行を一応予定していると思うんですが、 そういった部分で受け入れ先がもし、そういうような状況であれば、なかなか大変だ なという気はするんですが、そういうものは結局あってはならないんですが、こっち はそうですが、受け入れ先がそうしてしまったら、なかなか修学旅行に行っても、入 れる、入れないみたいになってしまうと、行った子がちょっとあれかなという気がす るんですが、その辺ちょっとどういう考え方をしているか、お伺いしたいと思います。

〇議 長

河本教育長。

○教育長 (河本浩昭君)

ただいまの静川議員のご質問にお答えをいたします。

今の修学旅行云々でありますけれども、ただ、それが旅行会社を通じてやっておりますので、対策は十分考えるような形になるだろうということで推測をしています。

それからまた、今のところ文部科学省の方からもワクチンに関する通知等が出ておりまして、接種の強制につながることのないよう、市町村や学校等においては生徒の行事への参加等に際して、ワクチン接種等の条件を付さないことということが通知がされております。

それから、例えば最近、複数の全国の中学校で事例がありまして、学校の先生は校外学習があるから子供たちを守らなければいけないという気持ちだったり、あるいはワクチン接種を行った後、余り体育で激しい運動をさせてはいけないという個人的な思いで、ワクチン接種をした人ということで、生徒に手を挙げさせたという事例がありまして、それは二つとも差別につながる可能性があるということで、謝罪をするような結果になっております。

ですから、今のところ接種する、しないで、行事に参加できる、できないという差別はしてはいけないということを通知されておりますので、そのような対応になるでしょうし、ワクチンを打ったとしても、やっぱり感染予防対策を十分講じた上で行事に参加するという対応が必要なんだと考えております。

以上でございます。

〇議 長

次に、発言順位2番、髙田英利議員。 髙田議員。

○1番(髙田英利君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、定例会に当たりまして、町長に 2 点、ご質問をさせていただきます。

まず1点目、エゾシカの食害被害の軽減の今後についてということで、令和元年に ジビエ食肉加工施設、減量化施設が稼働を始めて2年が経過をしようとしています。

施設へのエゾシカ搬入頭数はおおむね当初の計画どおり進んでいるようですが、当町におけるエゾシカの農業被害については依然として続いているという状況にあると思われます。

現在、猟友会及び町が駆除を行っていますが、狩猟だけでエゾシカの被害をすべて 抑えることは現実的ではないと思います。

今後、被害のさらなる軽減に向けて、安定的な害獣駆除についてお伺いをいたします。

1点目、現状のエゾシカの農業被害についてどのようにとらえているのか、目視だけの確認なのか、被害額を算出をしているのか、被害額を算出しているとすれば、どれだけの金額であるのか。

2点目、ハンターの人数は、現在何人が駆除に当たっているのか、今後猟銃の有資格者を増員あるいは養成する考えはあるのか。

3点目、農業被害の軽減へ向け、農業者みずからが取り組む方法として、電気柵の設置が有効と思われます。ほかの町では電気柵の設置が見受けられるが、当町でも電気柵の設置に助成をしてはいかがでしょうか。

2点目、国道と町道交差点の雑草対策についてということで、国道路肩のガードロープ、ガードレールが撤去されている状況ですが、国道用地とJR用地にまたがる部分の雑草、雑木が荒れ放題となり、町道から国道に出る場合、雑草が視界を遮り大変見通しが悪く危険な状態となっています。

一部については地先の方が草を刈ったり、除草剤を散布したりと管理を行っていた

だいている箇所もありますが、大部分が荒れ放題となっています。

今後、国道の管理者に安全の確保の要請が必要と思われますが、町としてどのように考えているのかお伺いをいたします。

〇議 長

それでは、髙田議員の質問に答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

髙田議員の1点目、エゾシカ食害軽減の今後についてお答えいたします。

一つ目のエゾシカによる被害額の算出につきましては、浦臼町中山間地域連絡協議会の協力により調査を行っており、令和2年度の被害額は、水稲で48万5,000円、ブドウで425万4,000円となっております。

二つ目のハンター数は、現在実施隊員として9名が駆除に当たっています。

町では、有資格者の増員や養成のため、有害鳥獣被害防止対策協議会によりまして、 銃器免許取得に関する経費助成や猟銃免許受験料及びわな猟免許受験料の助成などを 行っており、今後とも免許取得やわな猟等の資格者がふえるよう普及活動に努めてま いります。

三つ目の電気柵につきましては、これまでも回答してきておりますが、自衛手段としての電気柵設置に対する助成として、協議会が事業主体となり農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用する方法などがありますが、個別設置での有効性や設置していない他の農地への影響、また安全性や冬期間の一時撤去などの維持管理の面など課題も多く、今のところ設置に関する助成は考えておりません。

2点目、国道と町道交差点の雑草対策についてでございますが、議員ご指摘の事象は確認しており、ことし4月にガードケーブルの撤去とあわせて管理者の滝川道路事務所に要望しておりました。

7月までにガードケーブル撤去と国道交差点1カ所の伐採工事を実施していただいたところです。

しかし、他の数カ所の国道交差点を再確認したところ、雑草の繁茂により交差点の 視野が妨げられていることを確認しました。

再度、同事務所に伐採要望をするとともに、町の維持作業でどの程度まで施工可能 なのか協議してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議 長

それでは、1点目の再質問はありませんか。

髙田議員。

○1番(髙田英利君)

1点目の再質問についてお伺いをいたします。

猟友会の方々に駆除していただいている状況です。エゾシカの被害は減ってはいる とは思いますが、依然として食害の被害は続いているという認識をしているところで す。

まず1点目なんですが、農業被害額については先ほど町長が申されたとおり水稲で40万円程度、ブドウで400万円程度というところでありますけれども、これらの被害についても実際の部分とはなかなか判別しにくい部分もあろうかなと私も思っています。

しかし、実際の農業被害に対して、どこまでがわなの助成措置としてお金の措置をする対象となり得るのか、その辺は私もちょっとわからない部分ではあるんですが、ちなみに私がカタログ等で調べたところによりますと、800メートルで3段張ったという状況でおおむね20万円近くがかかるのかなというカタログ等での価格提示があります。

それらを見比べると、あながちすべて電気柵で囲うことが得策かどうかというところではあるんですが、やはり広域的に取り組むべきところは取り組む必要も当然あるのかなと思います。

1 軒だけでなかなか設置は厳しい部分もあるかと思いますが、例えばほかの町などへ行きますと、山の下をずっと電気柵を張っていたりとか、そういう状況も見受けられますし、中には個人的に囲っている方も当然いるのでしょうけれども、やはり広域的に取り組むことによって、シカの侵入の被害を防ぐという効果は当然あるのかなと考えています。

現状、当然設置すれば農業者が設置をして管理をして撤去しなければならないという労力も当然かかりますし、費用対効果の部分を考えますと、そのことが農業者にとってプラスになるのかどうかという部分も当然問われるところではありますが、やはり農業者みずからが播種あるいは移植をして農地を守っていく上で、エゾシカの食害被害というのは金額的に多寡は当然あろうかと思いますが、農業者の気持ちの中でやはり農作物が荒らされて、当然いいものではないですし、作付意欲、あるいは農業生産意欲の減退につながらないとも限りません。

特に、作物によっては、やはり農業被害が当然多い作物もあります。ここにあったブドウもそうですし、畑作によっては例えば大豆だとか豆類についてはシカの好物なので、当然食害は多い状況です。それを見越して、豆類の作付も減っている状況にもあります。

そういうことも加味しまして、ぜひ町として再度取り組む考えはないかとお聞きしたい部分です。

あとは猟銃だとかわなの資格なんですが、最近広報とかでも資格の助成の案内をされておりますが、町から助成をしているわなの資格者がふえているのかどうか、その辺がお聞きしたい部分なのと、あとは先日、私の農地の横でくくりわなを設置していただきまして、1頭が捕獲されたところなんですが、くくりわなについてもなかなかやっぱり設置した後、時間がたたないとシカが捕獲されなかったり、あるいはやはりわなを設置する場所についても、シカの生態だとか、設置する方の経験だとか勘がやっぱり重要な部分もあると思われます。

その辺についても、養成は今後とも必要だとは思いますが、受講するに当たって、 受講者の数がどのように推移しているのかお聞きをしたいと思います。

2点、以上です。

〇議 長

それでは、答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

電気柵につきましては、これまでも他の議員さんからもお話がありまして、何度か協議したところがありますけれど、どうしても今回のように個別といいますか、1戸

の農家が設置したいというものに対しても助成できないかというようにとっておりますけれど、補助金自体は現在もありまして、それは3軒以上という一応縛りがあった中での補助事業となっておりますけれど、それにいたしましても160戸ある農家の中の本当に一部の方が仮に自分の農地だけに設置しても、そこには寄りつかないかとは思うんですけれど、結局その柵のないところに行って、また食害を及ぼすということにもなりますので、本当に小規模な単位での設置というのは有効性がどうなのかなという思いはどうしてもあります。

それでは、全町的にもっと広範囲にということにもなりますけれど、そうなると浦 臼町、全長直線で約12キロありますけれど、山沿いに柵を設置するとなると、それ の数倍、50キロ、60キロということになるのかなと思いますけれど、当然それを 設置し、冬場はまた外すという作業が当然出てくることになります。

それを全農家の方が思いを一つにして取り組むのか、あるいは少なくとも中山間という単位のような形で取り組むことが、そういう意思がまた皆さんの中でまとめることができるのかという、町としても全然その効果がないと判断しているわけではありません。

ただ、一定の範囲でやらないと意味がないのかなと考えておりますので、議員、おっしゃることはもちろんわかるんですけれど、もう少し広い範囲の中でそういう考え方をお持ちの方が大変多いという状況になれば、また改めて考えさせていただきたいと思いますけれど、個別という段階では少し町としてはまだ補助という形ではちょっと考えづらいと考えております。

わな等に関しましては、課長、お願いします。

〇議 長

横井課長。

〇産業振興課長 (横井正樹君)

わなの免許を取られている方は年々ふえておりまして、協議会の予算を活用して取られている方もいらっしゃいますし、昨年は中山間の浦臼支部で5名だったかな、取られている方もいらっしゃいます。

議員、おっしゃっていたとおり、くくりわなは結構かけるのが難しいところもありますが、シカによっては必ず通る場所というのがありまして、鶴沼の方でも、二、三日で、仕掛ければかかるというところもありますので、生態等を確認しながら、なれてくれば、くくりわなにかけるところまでは皆さんできるようになるのかなと思います。

とめ刺しについては、自治体の方で出ていって、とめ刺しさせていただきますので、 くくりわなの皆さん、免許を取っていただけるのがふえればいいかなと思っています。 以上です。

○議 長

では、再々質問ありますか。

髙田議員。

○1番(高田英利君)

町長、個別の設置については、今のところ考えていないとおっしゃいましたが、私 も個別についてはいろいろ問題もありますし、経費の面からも厳しい部分も当然ある かなと思います。

ただ、やはり広域的に取り組みたいという地域があれば、その辺については考える

余地は当然あるのかなと思いますし、ぜひ今後どういう形に協議していくのがいいのかどうか、ちょっと私もその辺はまだ考えは及んでいないところはありますが、協議会なり、あるいは農事組合等の単位もありますので、その辺の中で例えば二、三人で取り組みたいからどうなんだという考えがもしあるのであれば、その辺については町もぜひ応援をしていただきたいなと思います。

また、わなについては、今課長の方から、5名程度資格取得者がいると伺っておりますが、その実際くくりわなについての数というのは、わなの資格者が持っているんですか、それとも町が購入をしたりして、それをくくりわなの資格者にかけていただいてもらっているのか、その辺、お伺いします。どうですか。

○議 長

横井課長。

〇産業振興課長 (横井正樹君)

わなにつきましては、協議会の方で購入しまして、協議会から希望者がいれば貸し 出すという形になっております。

ただ、一応、免許がない方には貸し出しできませんので、あくまでも免許を持っている方に貸し出しして、その方に設置していただく、もしくは役場に連絡いただければ、役場の方の職員もわなを仕掛ける免許を持っている者もいますので、職員の方で出向いてわなを仕掛けるということも行っております。

以上です。

〇議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

髙田議員。

○1番(髙田英利君)

それでは、2点目について質問させていただきます。

前回の定例会の折にも牧島議員の方から国道の安全対策についてお伺いされていた部分も、当然草刈りの部分についても話は出ていたかと思いますが、それについても特に晩生内方面の国道用地とJRとの間の雑草の繁茂の仕方がかなりすごいという状況は皆さんも確認されていることと思いますし、今後JRの跡地の管理がどこになるかという部分も当然抱えているかと思いますが、差し当たって、やはり国道への合流点の安全確認の難しさというのは、交通事故に直結する部分でもあります。

特に、晩生内も当然高齢化ですので、お年寄りが運転して出ていかれる場面も多い 状況にあります。

私たちですら、やはり国道の安全確認については二の足を踏むとか、特に気をつけて出ている状況にもあります。

今のところ、のり面、多分1メートルも刈ってくれているのかな、数十センチなのかなとも見ています。それがもう実際、草も動いてきていますし、のり面から下に生えている木がアカシヤだとか柳が大きくなってきて国道にかぶってきているという感じも見受けられます。

その辺についても、JRの部分についてはなかなか厳しいかもしれませんが、国道の用地についてはやはりもう少し枝を剪定するだとか、刈ってもらうとかという要請は当然あってしかるべきなのかなと私も思いますし、交通事故が起きてからでは遅い状況にもあります。

道路事務所への早急な再度の申し入れと速やかな撤去をぜひお願いをしたいという

ことで終わらせていただきます。

○議 長

答弁お願いいたします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

早速ですが、お話はさせていただきます。

ただ、回答でも少ししたんですけれど、町のお金を使ってでもということも少しお話はさせていただいたんですけれど、やはり開発は開発の領分といいますか、管理区域がありますので、それもなかなか簡単にはうんと言ってくれないという話にもなりますので、本当に枝払いだけでも早急にやっていただけるようにお話をさせていただきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

○1番(髙田英利君)

ありません。

〇議 長

次に、発言順位3番、牧島良和議員。 牧島議員。

○7番(牧島良和君)

第3回定例会に当たり、町長に3点について質問をいたします。

まず、第1点目でありますが、各項目にわたって、今の時期、国は総裁選という状況にあり、近く行われる衆議院選挙等が控える中で、今の政治が地方自治体に対して、全部とは言いませんけれども、非常に難題を投げかけている状況だなと考えているところであります。

米価についても、国の管理から手を離れた、あるいは公共交通も、乗らなくなるからといって国の支援をなくす、本当に地方いじめの最たる状況が今展開されているとつくづく感じています。

その中で、町長を初め町行政、予算執行をする中で大変なご苦労があるのだろうと 思います。

だからこそ、地方自治体の首長さん、各仕事をされている立場のお一人お一人がやっぱり今の実情を上級機関に振興局に道に強く求めていくことが課せられた仕事の職責ではないか、私、そう今考えています。

そこで、質問の1点目でありますが、米価暴落についての考え方を伺いたいとしていますが、本年米価が大幅にご案内のとおり下落をしております。

この場で何度か申し上げていますが、ミニマムアクセス米はこの状況下、需給が混乱している今だからこそ、今回初めて縮小という言葉を入れましたけれども、今まで中止せよと、しかし、なかんずく縮小も含めて今すべき施策ではないかと、私、考えます。

国の施策でありますから、地方自治体がそのことでの施策執行にはなりませんけれども、少なくとも前段申し上げたように、首長として地方の農業を施策的に守る意味で、やっぱり大きな発言をしっかりとしていかなければならない、そういう時期だと考えています。いかがお考えでしょうか。

また、係るお米については、転作への補助金が主食用米の単価に近づけ、もっと言

えば生産原価をしっかり補償し、労働報酬を維持できるようにしっかりとした労働の対価として見合う価格にすべきだと思いますし、この10年来続く食料自給率の37. 17%、ここをどう引き上げるか、そういう考え方をもしながら、地方からの発信、発言をしていただかなければならないと思います。

この点について、非常に国とのかかわりではありますが、町長の姿勢、考えを伺う ものであります。

2点目、公共交通についてであります。

春以来、議会は協議会、それから今回報告されているように常任委員会の会議を持ちながら、町の姿勢等についてお伺いをしてきましたし、私も自分なりの考えをたびたびこの場でも発言をさせてもらいました。

本町にあって、町内外への移動手段は町民にとって大変重要なことと考えています。 町はその対応と施策の実現に力を注いでいるとも考えています。

8月25日付道新は、近隣4路線の廃止を報道しています。町から議会に対しても その前に滝川浦臼線の来年度9月末での廃止については案内をされていたところであ りますが、その協議に町から委員会も開催をしております。

とりわけ、高校への通学路線として重要なことから、現時点でどう考えられているのか、非常に大きな課題でありますが、お伺いをいたします。

また、通学、通院の実態をどうとらえているのか、私は今の時点で滝川浦臼線にかわるものとして、朝1便、夕2便を何らかの形、方法で運行されたいと現時点では考えています。いかがでしょうか。

この中では、私の若干の調査資料も添えておりますが、参考にしながら議論をした いと思います。

3点目に、公営住宅の保証人についてであります。

本町の公営住宅の入居に際しての取り扱いについて、保証人を求めないようにされたいと思います。

国土交通省は、国住備第503号で、各都道府県に通達をしています。その内容を どう受けとめ、どう対処されているのか。

また、同国住備第130号についての対応もあわせて伺いたいと思います。

○議 長

それでは、牧島議員の質問に答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

牧島議員の1点目、米価暴落についての考えについてお答えいたします。

ミニマムアクセス米につきましては、WTOウルグアイ・ラウンド農業合意において定められたものであり、国策でもありますので、回答は差し控えさせていただきたいと思いますが、外国産米を輸入して国内では減反を迫るという現状には不合理さを感じているものでございます。

また、転作につきましては、水田収益力強化ビジョンを策定し、産地交付金などにより転作に対する助成を行っております。

現在は地域の特性を生かし、稲作中心の営農形態を維持するための施策を行っておりますが、今後は高収益作物の作付支援など、主食用米以外に収益を求め、食料自給率の向上に資する施策は必要であると考えておりますので、関係団体と連携し、引き続き有効な対策について検討してまいります。

続きまして、2点目のご質問にお答えいたしますが、まずは議員独自に5日間もの 乗降調査を行っていただきましたことに対しまして感謝を申し上げたいと思います。

それでは1点目、高校への通学路線としての必要性でございますが、議員同様、必要であると認識しており、令和4年10月1日からの代替路線の運行確保に向けて、関係機関と協議を進めているところでございます。

2点目の通学、通院の実態でございますが、本年7月2日金曜日と3日土曜日の2 日間におきまして、町内の停留所における乗降調査を実施しております。

調査結果につきましては、2日間で17名の利用があり、通勤・通学で10名、通院で6名、買い物で1名の利用がありました。

わずかな調査日数でしたが、想定していた利用目的が明確に確認できた結果となったと考えております。

3点目の運行方法でございますが、本年度実施しております地域公共交通調査委託 アンケート調査でご意見を伺いまして、最小限とはなりますが、必要な便数を確保し ていく予定でございます。

今後も関係機関と十分な協議をした中で、生活路線として町民の皆様が安心して利用できますよう進めてまいる考えです。

3点目の公営住宅入居時の保証人を求めないことでございますが、添付されました 第503号通達は承知しております。

改正民法が施行される令和2年4月に向けて、連帯保証人の取り扱いについて、北海道庁や他市町の条例改正の動向を注視しつつ協議してまいりました。

連帯保証人を求めないとした場合、若年世帯の家賃滯納や未払いの増加、入居者死亡等による身元引受人や原状回復が懸念されることから、連帯保証人制度は必要と判断し、条例改正には至りませんでした。

しかしながら、身寄りのない単身高齢者入居対策は、令和2年2月20日第130 号通達のとおり保証人を免除し、緊急連絡先等の登録をもって入居できるよう、現条 例下で柔軟に対応していきたいと考えております。

なお、民法改正による連帯保証人の極度額の設定につきましては、令和2年10月 19日付で浦臼町公営住宅条例施行規則の改正を行い対応しているところでございま す。

以上です。

〇議 長

それでは、1点目の再質問ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

既に、令和3年産米の価格動向、ピンネ農協管轄下の価格表についてはご案内のことだと思います。

新聞報道にありますように、ななつぼし概算金を2割下げた、総じて2割下げです。 ピンネ農協で今の時点での概算払い、ななつぼしでたんぱくの低いところで1万2 00円、それからたんぱくの高いところでも9,780円、1万円を切りました。

ほか費用が引かれますから、ななつぼしでいっても1万円を切る価格ということが 現実的になってきている。

ちまたでは、来年はどうなのかと、こういう話であります。私たちも早い品種については今刈り終えて、ななつぼしの収穫に入っていると。本当に例年にない高温の中

での進捗状況でしたから、本当に早い、私もこんなに早く稲を刈ったことがない。お 祭り前に稲を刈る。

こういう状況の中で、今若い生産者も含めて、町長が支援しているいろんな施策を もって体制を整え、投資もしています。

そういう中で米価が下がるということは、投資した分が回収できなくなる。ざらっとした物の言い方だけれども、それが規模拡大でと言いながらも、規模拡大であがな えない状況が生まれてくるのではないか。

来年はお米をつくれるだろうか、こう農家の間ではささやかれています。もう米づくりやめようかと。

そういう事態の中で、今町長がお答えをいただいた中で、ミニマムアクセス米、本 当に不合理だとおっしゃいます。

これはそういう意味でも、それから価格を見たときにも、本当に首長として、行く 末の農業、産地のこの町をどうするのかという点では非常に重たい課題だと思います。 だからこそ、思うだけではもうだめなのですね。行動しなければならない。

そこに首長さんとしてのしっかりとした発言が町民を勇気づけて、しっかりとした 力を結集していくと、そのことが大事だと思うんですね。

本当に不合理なこの農政、農林大臣、何をしている。今裁判の公判中だけれども、 農家のこと何を考えている。これだけ昨年から問題視されていながら何も手を打って いないではないですか。

こういう事態を率直に批判し、声を出していく。それが地域をつくり、国政を組み 立てていく大きな力だと思うんですね。

もうひるまないでほしい。そうでなければもう後につく農民はいなくなりますよ、これ。

ですから、どう、そこのところの今後の声の出し方、いや、1人では無理だと思うけれども、近隣市町村と。

残念ながら先ほど報告あったように、いろんな交渉とか大会とか会議とかというのがオンラインにかわれるところはかわっているけれども、なかなか声が届かないところにあるのかなと思います。

ですから、再度、そういう中で私、ネットを少し見たら、今WCSもすごくうちの町、ふえています。所得確保の線で対労働報酬がいいんですよね。だからやっぱり臨んでいる。

町も飼料米についても一定の考え方を出して4%を散らばせました。これも施策としていい。

しかし、それをしてでも追いつかないほどの下落の中で、今どうするのかということですね。

それで、ネットを見ていましたら、飼料米をつくるよりもトウモロコシをつくった 方が所得が上がるので、トウモロコシをつくれば飼料になるわけですよね。

ですから、今の穀物市場とあわせてそういうつくりようもあるのではないかと。

またもう一つ言えば、今大学生さんのアルバイトが少なくなって収入がない。だから大学生さん、自炊して御飯食べるのが食べられないでいる。札幌市でもありました、東京都でもありました。いわゆるフード支援ですよ、学生さんに対してね。

そういう支援を民間団体が組織してやっているんですよね。そういうことにも自治体として発言してね。

前段町長が言われた不合理な部分ももちろん訴えていくけれども、そうしたことも やっていくと。

フードバンクに関して言えば、国の大きさ、生産量の違いはあれこれあるけれども、 ある資料によれば国が買って、民間におろして、フードバンクとしての囲いの中に入 れていくという量ですよ。

アメリカでいっても739万トンあるというのですね。いろんな穀物合わせた、アメリカは麦だからね。麦がそうなのかもしれないけれど。フランスでも12万トンだというんですね。

その対比でもって、日本が、あるいは世界じゅうがどのくらいというのはまだ私も勉強中だから余り細かくはわからないけれども、しからば日本ではといったら、2,800トン、全然けた違いですよね。片一方は100万トン単位です。片一方は1万トンにも満たない。

これは消費者庁委託調査で、諸外国における食品の寄付の実態に関する調査ということで、2021年の調査で国から出ている資料でそういうことなんですよ。

だから、今の持っている技術をそう置きかえて、輸入米はストップさせると。 7 7 万トン、北海道がつくる量と同じなんですよ。それがどばーんと入っている。

そこはちょっと待て、減らせと。フードバンクに回して、そして環境をもう少し整理できるように、だぶつきのないような環境をつくって、フードバンクにも支援できると。やれるではないかと、私はそう思うんです。

ですから、今言ったことで町長の再度の考え方もしっかりと伺いたいと思います。

〇議 長

それでは、答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

今回、ご質問いただきまして、少し調べさせてもいただきました。 7 7 万トン、単収にもよりますけれど、勝手に私が判断した 8 俵半で計算いたしますと、 1 5 万ヘクタールということになります。

北海道がどんどんどんどん米づくりの作付面積も減ってきておりまして、10万トン少しぐらいになっているかと思いますので、議員おっしゃったように、ほぼ北海道の作付は米の生産量に匹敵するぐらいが外国から来ているというのが現状になっております。

そういう意味でも、不合理な感じは持ったところでございますけれど、議員、おっしゃられたように、国の施策、外交的な部分もあろうかと思いますけれど、そういう意味でこのミニマムアクセス米がかなり以前から、1993年から始まっておりまして、現状に至っているわけですけれど、外交の一環、他国とのつき合いの中での国の判断としてこれがあるのでしたら、当然国は国内の農業をどう守っていくのかというのが、ミニマムアクセス米を続けるのであれば、当然そういう施策をとっていくべきだと考えております。

それが今の転作制度であり、食管法はなくなりましたけれど、今回のその米価の下落は当然去年の作付生産量からいって予想されていたところは国もあろうかと思いますけれど、そのとおり下落するのではないかと言っていたとおり下落しているという、これは本当に国としてどうなのかというところは間違いなくあります。

そういう意味で、後ほどの中川議員からのご質問にもありますけれど、町としてど

うなのかといことはご質問にもありましたけれど、町としても何らかの方策は考えていかなければならないかとは思いますけれど、まずは国が今回のこの状況をどう解消していくのかというのが、まず町として、当然町村会なりを通じて要望を上げていくことに既になっておりますけれど、ミニマムアクセス米をなくせという形での町村会からの要望にはなりませんけれど、当然今回の状況に対する対処を国に求めていくということは既に決まっておりますので、ミニマムアクセス米に対するお答えにはなりませんけれど、現状打破の方策を出していただくよう要望していく考えでいます。

〇議 長

それでは、再々質問ありますか。

○7番(牧島良和君)

ありません。

○議 長

それでは、2番目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

わいろをもらってうつつを抜かしているような場合ではないのですね。本当にそういうでたらめなことをやってはいかん。

それで、2点目ですが、代替バスの関係です。

私、つくった資料の中で、私の書き込み間違いで、とい沼と、それから15号線で、15号線の方に3日の日に1人と書いてあるんですが、それ私の間違いで、とい沼、ですからとい沼で毎日お1人の方が町営バスに乗ると、そういうところであります。 訂正をさせていただきます。

この間、議員同士で医療大学までバスに乗りました。

今回、滝川間の関係は、朝 7 時、忙しかった。いや、乗らなかったんだ。乗っていない、側で見ながら、あるいは調査依頼をして、そして集めた数字です。

これね、やっぱり私たち、車に乗っちゃうからね、どうしても机上になるのね。机 の上での議論になっちゃう。

僕ね、いろいろ2月の会議、それから8月に入っての会議、町からも説明を受けま した。

自分で乗らないとわからないなと、その身にならないとわからないなと。乗ってみなければわからないなと、そう思ったんですね。

町の動きは、審査にね、住宅関係も済んで、公共交通どうだ、そういうことも一つの方法だねということで、私も予算化を認めましたし、町もその視点で今事業を進めています。

でも、よくよく見ると、やっぱり弱点もあるなと、私、思っているんですね。率直。 そうやって、私も調べたデータがこの2枚のペーパーなんです。

それで、先に配られた町からいただいた資料も熟読というか何回か見直す中で、やっぱり疑問も出てきた。

それで、直近1週間でデータを集め、2週間前に病院行った人はデータに載ってこないのですね。残念だけれど。

そういうことも含めて、コンサルはコンサルの仕事だから、700万円近くかけて 頑張ってやるだろうけれども、やっぱりそれも一つのデータ、それから理事者の皆さ ん方も町民の動きをどうとらえるのかと、ここのところにも町としてのしっかりとし た知恵と力を発揮して集める、調査すると。そうしなければやっぱりだめだ。

皆さん方のご子息にも、今、中学、高校と、あるいは大学と通われている方、多く いらっしゃいます。

私、いろいろ、全部ではないけれども意見を聞くと、時間が合わないとか、女の子だから帰るまで心配なんだとか、いや、毎日送り迎えしているんだわとか、本当に滝川市に行くのでもいろんなケースがありまして、これね、やっぱり、だろうなではなくて、そこをどう具体化しながら町の交通として町民に使ってもらえる、車に乗る我が身でない、車に乗れない、乗ることが時間が許さない人たちの身にどれだけ近づくかという、そこのところだと思うんですね。

だから、そこのところをもう少しリアルにトータルしてつかまえる必要があるだろ うと思います。

滝川駅から自転車に乗って西高にも行きました。滝川高校にも行きました。歩いて もみました。

余りたくさん言っていると、いろいろいろいろになるからあれですけれども、今浦 臼町から滝川西高校に行くのに直通のバスがありますから、朝1便だけれども、四十 数分で学校、何とか門前まで着きます。

滝川高校に通われる方は奈井江町を回って行かれる方も。町営バスで25分、接続の時間で8分、滝川の駅まで18分、滝川の駅から今自転車だから、私の計算だと14分かかりました。総じて1時間10分ぐらい揺られて毎日通っているわけだ。

私は、今これ、学生の範囲でしか、残念ながら見えないのですね。

後にも言うけれども、通院されている方の実態というのはトータルとしてはわからない。

今お答えいただいたように、通院者はいるよというのはわかるね。乗っていたというの。だけれど、ほかに交通機関がないから乗らなければならなかったのか、朝1便しかないから滝川駅に乗ったのか、そういうところまではわからないですよね。

本当は10時があるといいんだけれど、それがないから朝1便に乗ったんだ。

その調査も、きのう電話で総務課に確認したら、この2日間の調査がシン技術コンサルとの契約で、ほかの調査はないというんだよね。僕はそこね、やっぱりね、穴あいているんだと思うんだ。調査の中で。

それをもうちょっと膨らませて、1週間、そういう見方をすればもっと広がるだろう。

ちょっと前段長くなったけれども、私の資料も西高校、中央バス、滝川浦臼線、30日、31日と3日まであります。30日、31日までコロナ禍で西高休みなんですね。そうしたら1日から学生さんふえているんですよ。その違いが、くしくもぽこんと出ちゃったんだね。

調べたらね、いや、たまたまそうだったんだけれど、奈井江線についても同じようにやっぱり変動が大きく出るわけですよ。そこに子供たちの通う環境というのが見えているなと思います。

少し長くなったけれども、ここで今聞きたいのは、町としてより具体的に、学生さん、それから先ほど言ったように通院者が見えないから、通院者が見えるようにどうするかと。

今、中学3年生、進路指導で学校でやっているんですね。西高か滝高か砂川か、月 形かとね。やっぱりその親御さんにしたらね、非常に不安です。 それで、お聞きすると、今3年生の方は第1子の方が多いんですね。周りの人にどうやって行こうかなといろいろ相談しながら路線を考えているようだけれども、そういう状況にあるから、少なくとも中学3年生、高校1年生、2年生、3年生、父兄、わかるわけだ。その方の実態の動きがどうなっているのか。何で本線回っているのか、本線回らないでいるのか、先ほど言ったように、女の子だから待ち時間の少ないことなのか、送り迎えができない環境だから、部活やめて真っすぐ家に帰ってきているのか、やりたいけれど帰ってきているのか、そういうところをもう少しリアルにつかむ必要があるだろう。

もう一つ、病院については、私も発言したけれども、以前の委員会で言ったけれど も、カルテで通院者に対して、通院されていると思うけれども、今の不便さはどうな んですかという、いや、今回の資料の中でも、アンケートの中でも回収できるかもし れないけれども、そこをもうちょっとリアルにしていかないと。

私の会った人も、奈井江町にたまたま行くという人が、検査業務で奈井江町まで出て、奈井江町から砂川市という人がいました。ほか車で通う方が多かったですね。

だから、従来から言われている浦臼砂川線の話もどれくらいの実需として求められているのか、そこは病院に行かれている方の数や頻度、状況をもうちょっとリアルにしないとわからない。

だから、カルテをもう少し正確に使って、もう少し正確にされてはいかがかなと。 きのう、アンケートの回収率を聞きましたら、25%何がしと言っていたかな、4 分の1ですよ。乗れない人が本当にしっかりと答えてくれたのだろうと、僕、思うん ですよ。乗っている人も、乗っているというか、自家用で動けない人が多く答えてく れたのではないかなと思うけれども、それに集約されるとしても、町としてももうち ょっとリアルにつかむ、そういうことが大事だと思います。

今、そういう意味で再度、町としての調査の進め方の上で町独自のもう少しリアル なつかまえ方、努力してみませんか、どうですか。

○議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

調査の重要性というのは十分理解しているところですけれど、そのためのアンケート調査であったわけですけれど、その結果がいまだに集計された形ではちょっと上がってきておりませんので、25%と聞いて、内容的に手間のかかる項目が多かったかと思うんですけれど、その25%の方、特に重要だと思っている方が書いていただいたのではないかと思っておりますので、上がってきたデータ自体にはそれなりの意味があるものと考えております。

今、議員がおっしゃられたように、実際にその役場の人間が乗車してということを おっしゃられていたのかと、ちょっとお聞きしたところ、そうではないですか。

できる限り、役場の人間の中にも高校生、何人も持っている親もいますので、現状、 学生につきましては確認なり聞き取りをしているところでございます。

ただ、病院に行かれる方につきましては、どこの病院であるとか、その辺まではこの調査ではわかっておりませんので、ただ定期的なものなのか、たまたまのものなのか、それをバスの運行にどう反映させるのかというのはなかなか難しいところではあるかなとは思っております。

実際に、議員も、かばと一る号に乗られたということですけれど、職員も1度乗りまして、乗られている方にご意見等を伺ったこともあるんですけれど、なかなか調査というのが難しい部分もありますけれど、可能な限りはやっていきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

父兄の方に私もお聞きしたんですね。今、中学3年生、何人いるか、高校1年生は、 2年生は、3年生は。

町の発行している子供子育て世代の施策の支援事業計画、令和2年度に出しているものだけれども、そこで予想される動態というのが示されています。

それから、きょう、本議会に提示されている過疎計画の中にもそこら辺が載っています。

総じて、その年代、10人、プラスマイナスですよね。中学3年生、10軒、高校1年生、2年生、3年生、ご兄弟もおられる。

そういう中で、調べてもそんなに時間は僕はかからないと思うんだ。むしろ何をど う調べるかという方がかかると思うのね。

そこのところをつかみながら、今中学3年生であれば、進路指導をどう考えるかというそのところに交通の便どうなるんだろうねとなるわけ、一つの要素としてね。

課題は、9月までの運行だから、その先どうするというところで、前段常任委員会でも町からの考え方の方向を示されているわけで、それをやはりより厚くする意味で、あるいはしっかりとした意味でデータというのは僕、大事だと思うんですよね。

ですから、この先、今、ゼロ歳も含めて、今ゼロ歳の方々、入学前でいうと、今知る限りでは10人に満たないぐらいのお子さん方なんだけれども、各学年ね、年代で。だけど10人プラスマイナスはずっと20年ぐらいキープするわけですよね。

やっぱりその見通しに立ってつくっていくということだと思うんですね。ですから そういう意味で、僕は必要だと思います。

それについて、私は再度、した方がいいよと私は思っているので、それをお答えをいただければと思うのと、あと3回目でお答えいただくことになるから、今聞くんだけれども、今回常任委員会で示された町の一定の9月以降の運行の考え方として出されている部分は、引き続く運行に中央バスに何という契約なんでしょうね、従前滝川市、新十津川町、浦臼町とやりながら、赤字を補てんしていたという契約は引き続き進められるというお話でしたが、そういうやり方というのは、今後も踏襲するされるという理解でいいのかなとも思いますし、その踏襲される約束は文書として残っているのだろうかどうだろうか、口約束なのかどうなのか、そこら辺を確認しておきたいと。

もし、そういうものが通常の特別な契約事項でないものであるとすれば、いわゆる 3 町が確認したものとして文書化させていく必要があると思うし、そういうものをもって今後も中央バスさんが地域の公共交通の担い手としてしっかりとやっていただくと、そういう町としての安心感も、あるいは町民一人一人の安心感もそこに出てくるよと思います。

それで、それは今聞きたい二つ目ね。

もう一つ、今美唄市と、それから奈井江町にデマンドを動かしています。内容を見

ると、まだ乗車数が少ない。

私、今あえて言うのは、議論をしたいというところにあるので発言するんですが、 美唄市とか奈井江町とか砂川市とか病院に通われる方について領収書を提示してもらったら、とりあえずは後から還付するなり何なりして、600円で医療機関には行けるよと。デマンドやめて。

そういうのも、あえて提案させてもらって、議論の対象としていきたいなと私、思っています。

そうすれば、今の時点で砂川市の病院にどのぐらいの方が通われているかわからないけれども、少なくとも紹介状を持ちながら行くことが多いと思うので、そういうことで全体的な動きを保証していくというのがどうなのかなと。今お聞きしたのは三つ。それで、赤字補てんをするという3町での約束はしっかりと文書化されているかどうか、それからより高校生、それから病院に通う通学、通院の実態をよりつかむ、それから今言う滝川、砂川、奈井江線についてのデマンドがデータ的に今不足している中で、とりあえず600円で行き来できるという、そういう形をつくるというのはどうですかと、あえてこの点について、3点。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

すいません、1点だけ、協定書といいますか、中央バスとの関係の契約的なものがあるかないか、それは来年の4月から9月ですか。

○7番(牧島良和君)

今までそういう中で赤字補てんをするよとなってきた形が9月までの今までの契約して終わりになるのだったら、その先の前回の委員会では赤字補てんをする形でもって提案されているから、第3案というやつがね、朝2便、夜2便という、それがどういう形で保証されるのと。

だけど、考え方は、滝川市の持ち分が三.何%、うちが九十何%あるから、それは 踏襲されるのか、あるいは契約として考え方として文書として引き続き残っていくの かどうか。

〇議 長

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

学生なり通院者の調査につきましては、100%ここでちょっと明言はできませんけれど、必要に応じて取り組んでいきたいと思います。

もう一点、協定書につきましては、副町長の方からお話しをさせていただきますけれど、美唄市行きのタクシーといいますか、近隣への町外へのタクシー、乗り合いになるんですかね、一部の負担のみであとは町の負担で対応できないかということですけれど、今ご提案いただきましたので、今すぐできる、できないという判断はできませんけれど、一つの案として検討はさせていただきます。

〇議 長

石原副町長。

〇副町長 (石原正伸君)

現状の中央バスとの協定につきましては、紙で協定をしてございます。

今は滝川市、新十津川町、浦臼町の中でそういった赤字補てんをするよというそれぞれの持ち分のパーセンテージをしっかりと明記した上での文書での運行約束としてございますけれども、これからの話ですね、9月以降はどうなんだということにつきましては、現段階では中央バスとしましては、バスの更新ですとか、また運転手の確保が困難だということで、令和4年の10月以降は中央バスとしては運行できないという回答を現段階でいただいておりますので、それ以降については今までとはまた違った形で新たな何かの運行形態をつくって考えていかなければならないという状況になってございます。

以上です。

○7番(牧島良和君)

第3案の出し方はどうなっているの。

〇議 長

答弁できますか。

石原副町長。

〇副町長 (石原正伸君)

ちょっと説明した部分で誤解があったかもしれませんけれども、令和 4 年の 3 月までは今の滝川市、新十津川町、浦臼町という形態で共同負担して運行すると。

ただ、令和4年の4月から9月まで半年間については新十津川町はその約束から抜けるということですので、滝川市と浦臼町でその分は負担をしながら継続していくというご説明をしたと思います。

10月以降については、中央バスとの協議の中で、その段階でご報告していなかったかもしれませんけれども、今の段階で協議の中では中央バスとしてはお金の云々という部分ではなく、運行する体制を整えることができないということで、中央バスが10月以降も運行することは今の段階では難しいということで回答をいただいていますので、それ以降についてはこれから新たなものを検討しなければならないという状況となってございます。

以上です。

○7番(牧島良和君)

第3案で考えますと言ったじゃない。

〇議 長

それでは、3件目の再質問はありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

これだめだわ、それ、ちょっと正確にしないと。

第3案でいくよと言ったんだもの。報道は廃止だと。だけどその先は第3案でいく ことで考えていますと、それを4月以降のことだと伝えられると、ちょっと違うな、 それ。大変だよ。議員の私だけのとらえ方なら仕方ないけどね。

令和4年度下期第1案、第2案、第3案、第4案違うの。違うのか、私の見方が。 [「発言する者あり」]

○7番(牧島良和君)

であれば、それこそより実態をどうつかむかというのを正確にしないと、もしそういうのだったら、時間外のことで、議長、ごめんね。もう4回目とも3回目とも言わないけれどもね、それこそ真剣に考えていかないとね、中間で切れたら、初めからと

いうことになったらね、途中で人を採用する、バスを用意する、大変なことですよ。 子供たち学校へ行く方法がないというのが現実になるから。

〇議 長

3点目の再質問をお願いします。

○7番(牧島良和君)

住宅の関係なんだけれど、お答えをいただきました。

私、これね、ある市で同級生が住宅移動になったんですよね。住宅、保証人いなかったら移れなくなったの。

それで、その保証人というのがどうなっているのかというところから、これはこの 7月過ぎから8月いっぱいに移りなさいと言われて、そのことが相談になって、それ で調べてみるとうちの町も道外在住でもって求めているわけだね。

そういう意味では、国土交通省の訴えというのは、やっぱりそのときに保証人として求めないことになっているわけだから、もう既にそうしなければならない。

それで、うちの町の実態、今、町営住宅、動いていますよね。

そういう意味では、そこのところの保証人も道内在住となっているわけだ。

だから、それは求めないということにしたからいいんだけれど、今まで求めていた部分はそれはもう白紙にするということで、単に万が一の場合、連絡員というところでの残し方になると、そう理解してよいかどうか、その点について確認をしたいと思います。

○議 長

答弁お願いします。

馬狩課長。

○建設課長 (馬狩範一君)

質問にお答えいたします。

緊急連絡先なんですけれども、当町では先ほども町長の方から説明はしたんですけれども、連帯保証人の制度は残します。残した上で、例えば議員ご指摘の単身の高齢者のこととか、そういう方が個別で相談した場合でどうしても保証人がとれない場合については緊急連絡先ということで対応するということで考えております。

以上です。

〇議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

そもそも、この国交省の通達というのは、今言った高齢者だから、そうでないからということではない、入る時点でそもそも審査をして入居を支払いも可能だと、住宅家賃も回収できると、そういうことを確認してそうやって入っているわけだから、そもそももう要らないでしょうということなんだよね。

だから、市町村は地域の状況、実情を見て、なくしなさいと通達しているわけだ。 だから、それをうちの町だけ残すというのは変だし、まだ実際全国でいってもこの 類はまだ2割ぐらいしか進んでいないようです。

だから、私は今廃止しなさいと言うし、そうしてほしい。若くてもお年寄りでも国 交省の通達なわけだから。

だから、今後の時間の中でぜひ検討してくださいよ。もうちょっと時間があればほ

かの角度からも言いたかったけれど、時間がないからもうやめますけれど、検討にこれは値することだから、やってください。

今まで少なくとも30年以降、31年、32年と、この通達文書については答えていなかったわけだから、仕事していなかった、もっときつく言えばね。読み込んでいなかった、やっていなかった。

それにかんがみて、検討してください。

〇議 長

答弁できますか。

馬狩課長。

○建設課長 (馬狩範一君)

この保証人制度というか、緊急連絡先の制度が求められるのは、令和2年の4月からということで、その条例の改正が行われるということになっておりまして、その前の段階で503号通達にも書いてあるんですけれども、公営住宅への入居に際しての取り扱いについては、事業主体にゆだねられているということになっておりますので、我が町でも協議をいたしまして、今回については保証人を廃止しないということで条例の改正を行わなかったということにしております。

以上です。

〇議 長

ただいまから休憩といたします。

再会時間を午後1時30分から再開いたします。

休憩 午後 1 2 時 0 3 分 再開 午後 1 時 2 8 分

〇議 長

それでは、時間前ですけれども、全員おそろいですので、休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、一般質問の続き、発言順位4番、中川清美議員。

中川議員。

○8番(中川清美君)

令和3年第3回定例会において、町長へ2点質問させていただきます。

本年においては、記録的な猛暑に見舞われ、すべてにおいて影響が見られたものと 思われます。

その中で、第1点目といたしまして、クマの出没に対する町の緊急対策についてですが、ここ近年において本町におけるクマの出没状況ですが、ここ5年ぐらい毎年のように出没をしております。

特に、2年前には晩生内にて三軒家沼ぶちの住宅地に出没し、そこら近辺一日じゅう徘徊、そして地域住民に大きな不安をかけたことでした。

また、集治監沢付近においても毎年のように数頭が徘徊をしております。

今年度においては特別な猛暑の影響でそれなのか、クマのえさ不足なのか、8月2日に出没しております。

毎年出没しているところにはワイン用ブドウが栽培され、ちょうどただいま収穫時期に合わせてクマも出てきている状況であります。

今まで町内において人災はありませんが、道内においては本年度の被害は記録に残る1962年以来最多の11人が死傷しております。

全道的に見ても個体数が間違いなく増加の傾向で、浦臼町の場合、ブドウの収穫と あって、多くの作業員が仕事をしており、危険と背中合わせの状況であります。

今後、作業中などに出没した場合の緊急対策などを策定、速やかな対処ができる体制づくりを求めます。

2点目といたしまして、コロナ禍による農産物価格の暴落でありますが、全世界に及ぶコロナ禍により何度も繰り返される緊急事態宣言にもかかわらず、コロナは第5波を迎えており、経済の復興が満たされていない中、インバウンド効果も皆無の状況の中、農産物の需要が低迷、その中で供給過剰を回避するため、米においては3年産米の主食用面積を飼料用米に深掘り対策で全国で6万5,000へクタールを転換し、適正在庫の維持に努めましたが、2年産米の販売不振により市場にだぶつきが生じ、3年産米の概算金はおおむね2割落ちで、ななつぼし、ふっくりんこで1万1,000円、ゆめぴりかで1万3,500円となり、なおかつJAに販売流通経費、750円程度がかかり、非常に厳しい状況であります。

おおむね1俵60キロ当たり2,000円の減額となり、今年度の組勘精算に大きな支障をもたらします。

農業者の再生産意欲の継続のため、町としてのコロナ対策を求めるものであります。 以上です。

○議 長

中川議員の質問に対して、答弁をお願いします。 川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

中川議員の1点目、クマ出没に対する町の緊急対策についてお答えいたします。 議員のご質問にありますとおり、本年度道内において、人的な被害が多発しており、 市街地への出没件数も明らかに増加していることは承知するところです。

現在、農業被害や農作業中の事故防止などのために、クマの目撃情報や足跡を発見した場合、実施隊員に出動を依頼し、見回りの強化や周辺住民への周知・注意喚起を行っています。

また、同一箇所に繰り返し出没するようであれば、箱わなを設置することとしております。

例年、冬眠前には足跡の発見がふえる季節となりますので、鶴沼ワイナリーとの連絡を密にし、被害防止に努めます。

今後につきましては、環境省が発行しているクマ類の出没対応マニュアルなどを参考に、猟友会、警察との連携と現場対応、また住民への速やかな周知の徹底によって対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の新型コロナウイルスの影響による農作物価格暴落対策についてお答えいたします。

終息の兆しの見えないコロナ禍で、インバウンドの激減・緊急事態宣言等による外食の落ち込みなど、飲食店を中心にさまざまな影響が続いていることは強く認識しております。

また、令和3年産米の概算払い金が示され、令和2年産米より下落している状況も 認識しておりますが、今現在町単独での米価の変動に対する直接的な助成は考えてお りません。

国難とも言えるコロナ禍によって引き起こされた事態に、まず国としての対応があってしかるべきと考えますので、今後町村会等を通じ、国に対し必要な支援を行うよう働きかけてまいります。

以上です。

〇議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。 中川議員。

○8番(中川清美君)

1点目、クマに関してなんですけれども、まず、このクマというのは浦臼町だけでなく、本当に北海道全域で出没している傾向であります。

また、今年度においては死傷者もたくさん出ているということであります。

私も滝川警察の方からのほくとくんメールというものがありまして、それは管内の事件、事故がメールで入ってくるわけなんですけれども、本当に7月からもう毎日のように砂川市、奈井江町、滝川市でクマが出没しているということでメールが入ってきているところでありまして、8月2日には浦臼町の場合にもメールが入ってきておりました。

特に、ことしは本当に異常気象なのか、8月2日にクマが出没するという、これは やはりちょっと異常事態なのかなと私もとらえているところであります。

ましてや、今浦臼の沢、高台においてはブドウの収穫時期を迎えているということで、毎年その近辺にもクマは出ているんですけれども、やはりブドウを食べに来るというのが原因ではないかなと思われます。

クマにしてみれば、ブドウは自分のものだという感覚だと思います。

そこで収穫作業の人と鉢合わせするということになれば、クマの習性としたら、やはり食べ物をとられるということで、非常に攻撃的な動きになってくるのではないかなと。

答弁には、足跡だとかを発見したら、見回りして注意喚起を行っていくということなんですけれども、いざ収穫時期にこのようなクマとしても自分の食料がとられるというようなバッティングをすると、このような箱わなを設置するとか、そういう状況にはないと。即座にやはり猟友会、または警察と連携を密にして、早急な駆除体制をいつどこで何があってもとれるような体制にしていかなければならないと思うんです。

以前、晩生内の三軒家に出没した場合には、やはり早朝から近辺の住宅街を走り回って、最終的には三軒家の沼の方の近辺をうろついたということであったんですけれども、当時の状況を振り返ると、前斉藤町長は沖縄県に出張中ということであって、そのときの副町長、今の川畑町長が非常にやはり町長不在のときの対応には苦労されたのではないかなと私も感じたところであります。

そういうこともあって、こういう緊急事態に陥った場合には、いかなる場合においてもすぐ連携をできるような体制づくりがしっかりと必要でないかなと私も思っているところであります。

クマの駆除となれば、やはり警察、そして空知振興局からの許可も得なければならないということなんですが、前回の場合は非常に許可が出るまで2時か3時ぐらいまでだったかなと思うんですけれども、時間がかかり過ぎて、そう私は感じたところで

あります。

今回、やはり非常にそういう危険な状態になる前に、今砂川市だとか奈井江町、先ほど髙田議員の質問の中にもありましたように、電牧がかなりシカ対策で張り巡らされているところであります。

ちょっと聞いたところなんですけれど、これによればこの電牧の設置は道の方からの補助もあって、近隣の農家の方、こぞってその補助金対応で電牧をされているということであります。

しかし、浦臼町においてはそういう電牧が一つもないということで、クマにしてみれば入り放題の状況ではないかなと考えるところであります。

今後、クマが出たら駆除するという状況においては、大変な事故が起きたら取り返しのつかないこととなるのではないかなと思い、この際、今よく言われていますクマとの共存も視野に入れて考えていかなければならないのではないかなと思って、私の考えるところ、しっかりとクマとの共存をすると。

そして、すみ分けをきちんとすると。クマには人の活動エリアには入ってこられないような対策を、それは人間がするべきであるということで、しっかりとこの辺一番大事なところだと思うんです。

今までの考え方を180度変えていかなければならない対策は今町に求められているのではないかなと思っております。

山側でブドウを作付されているのはワイナリーと今回クマと遭遇した庄野さんでありますが、しっかりとこの方たちとも話し合いの中で電牧の導入の助成、並びにまた道との連携をした中での助成を見つけていただいて、そういう対策をとれないのか、考えを聞かせていただきたいと思います。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

緊急対策という言葉を質問の中で使われておりまして、真意が読み取り切れていなかったところもあろうかと思いますけれど、これは計画的なものを策定せよということではなくて、最後の電牧のあたり、計画といいますか、環境省の方でマニュアルというものを出しておりまして、基本的な部分はそれを生かして対応していけるのかなと、中身を見まして、感じたところです。

計画といいますか、これまでクマの駆除となりますと、どうしても猟友会さん、あるいは警察、行政ということで三者の対応が主になりまして、あとは住民に対する周知といいますか、危険の告知というような形をとって、今まで対応してきたわけですけれど、なかなか事前の計画というのが今までの認識の中ではなかったものですから、そこまでは考えてはおりませんけれど、マニュアル等を見まして、そのあたり検討はしていきたいと思います。

あと電牧につきましては、基本的にはシカからの防御が大前提でクマもということ でしょうかね、クマのためにというイメージがちょっと。クマのためですか。

庄野さんあたりでしたら面積も少ないですから可能かなとは思いますけれど、鶴沼 ワイナリーがあれをすべて電牧ということにはなかなか、これまでもやろうと思えば できなかったわけではないと思いますけれど、これまで手をつけていないということ は、やはり現実的に難しいのかなということで、今設置されていないのかとは思いま すけれど、それに対する補助がどうかというご提案ですけれど、その辺、当然ワイナリーさんだけということにはならないで、先ほどの髙田議員からの話も含めての支援という形にはなろうかと思いますので、鶴沼ワイナリーさんの考え方も聞いた上で、そういう考えが実際にあるのか、議員さんがご確認されているのであれば、そういう意思があるのでしょうけれど、そのあたりも確認をしまして、今後考えていきたいと思います。

〇議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○8番(中川清美君)

ブドウ栽培農家と話し合う、確認し合いますということなんですけれども、やはり確認する前提としては、補助の気持ちがなければ確認しに行っても何の話なんだということで、本当に突き返されることとなるんです。

しっかりとそういった町側での意思説明があって、そしてどうですかということで 話を持っていくのなら行っていただきたいと。

そういう意思もないのに、ただ行って、やみくもに意見を聞いて帰ってくるようでは、これは何の意味もないことなので、しっかりとその対策を本気で考えながら進めていっていただきたいと思います。いかがですか。

○議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

すいません、クマに対して、通常のシカの電牧ぐらいしか、自分では見たことがないものですから、はっきりしたことがわからないんですけれど、あれが果たしてクマに効果があるのかどうかというのが、私には今の段階ではわかりません。

クマ用のものがあるのか、シカ用のもので対応可能なのかというのがわかりませんけれど、その辺を調査した上でワイナリーとは話をさせていただきたいですし、補助があるなしは、当然あった方が話をしやすいでしょうけれど、それ以前に事前の話はしていきたいと思います。

〇議 長

それでは、2点目の再質問ありませんか。

中川議員。

○8番(中川清美君)

2点目の農産物の暴落対策ということでありますが、ちなみに9月10日現在の出荷状況を見ますと、ゆめぴりかでおおむね90%の品種が1等Aまでの基準品に入っていると、非常に好天に恵まれて、いい結果ではないかなと。

また、ななつぼしにおいても、100%基準品というか1等A以上に入っているところであります。

本当に質、量もそこそことれているのではないかなと思っておりますが、このようにせっかくの質のいい品質の米と量の米がとれたとしましても、今回の1俵2,00 0円程度の減収、暴落ということには本当に追いつくことにはなかなかできない数字でありまして、これからの12月の組勘の精算に向けて非常に心配が残るようになってくるのではないかなと思っているところであります。 ことし、深掘り対策として6万5,000ヘクタール、飼料用米に転換した農業者も努力もしてきたところでもありますが、なぜこういう状況になったかというと、2年産の米の在庫のだぶつきと、そして今回の一番がコロナによるインバウンドの減少ということなんです。それによって2年産の米がだぶついたと。

今回のことしの3年産の全国的に見てもちょっと豊作基調なのかなときょうの新聞にも載っていたんですけれど、せっかくのその深掘り分が意味がなくなってしまうような状況でありますし、結局3年産もだぶつくということになれば、卸の業者は不良在庫になってしまうので、恐らく投げ売りをしてしまうだろうと。

これは2014年に起きた暴落の原因なんです。そのときにもやはり米がだぶついて、卸業者は安く投げ売りをしてしまったということであります。

今見ても、東北の方の米にしても、概算払い 8 , 0 0 0 円ぐらいの米がたくさんあるわけなんです。そういう米がこの先ちょっと投げ売りされるということになれば、 非常に米については来年以降も厳しい状況が続くのではないかなと。

来年のことはどうなるかわからないんですけれども、想像するとやはりそんなに簡単にはインバウンド効果は回復しないだろうということもありますし、コロナが落ち着くまでやはり時間もかかるだろうということであります。

こういった中で、農家の所得が大きく減少するということになったら、本当に若い 農家の方々には水田規模拡大している中での資金返済、それに伴ってまた機械代の返 済等が相当重くのしかかってくるのではないかなと。総所得から見ても、2割が減収 ということになるんです。

農家の場合はその1年で収入が決定するわけでありまして、では、来月頑張るかと、そういう状況にはならないんです。1年だめであれば、次の年、農協から資金を借りて、そしてそれを次の年、また返しながらいく、いわば自転車操業的な経営に陥ると、これから夢を見て頑張っている若手農家のために非常に酷なことではないかなと思われます。

また、さらには高齢者の方々が頑張ってまだ今米をつくっておられるわけでありますけれども、このような米価の中において、米づくりの意欲が保たれるのか、この時期に応じて離農を考えてこられる方もおられようかと思います。

そうなったときに、今の状況の中で若手が手を挙げて、水田を購入規模拡大できるか、またこれからいろいろ浦臼町においても、町長の公約でもあります国営再編事業についても、なかなか経費かけてまでやれるのか、本当に不安材料がいっぱいの中での営農計画も立てていかなければならないと、非常に酷な状況にもなってくるのではないかなと考えているところでもあります。

答弁によりますと、この補償ということは、コロナ禍によって起きた事態で、国と しての対応がしかるべきということでもあります。

そして、米価変動に対しての直接的な助成は考えていないよということなんですが、 私が求めるには、基本的には米価が落ちたというのが理由なのでありますけれども、 米価補償ということで私は考えていないで、浦臼町のコロナ対策の一環として考えて いただきたいと述べたところであります。

今まで浦臼町においてもコロナ対策いろいろ手を打っていただき、本当にありがた く思っております。

そこでまた今回のような本当に私も記憶したことのないぐらいの暴落ということで、あすの営農をどうするか非常に心配、危惧されているところではないかなと。

ぜひとも今回、町の方において、コロナ対策を打っていただきたい。

例えとしましたら、米を農協に出荷した場合に流通経費、先ほど言ったように 7 5 0 円程度かかるわけなんですけれども、来年以降の農業生産意欲向上のためにも、その半額ぐらい助成をできないのか。

また、種もみだとかの補てんもやはり考えられるのではないかなと、私はそう思うところでありまして、このような記憶のないようなときに浦臼町としてしっかりと策を講ずるということは、小さい町であるがゆえにできる対策ではないかなと考えております。

きのう札幌市の方で会議がありまして、たまたまそこに農協の鎌田組合長もおられたんですけれども、話す時間があって話したんですけれども、町が考えるならば、農協としてもやっぱり考えなければいかんでしょうねという話はしてきたところであります。

しっかりと農協、町とタイアップして、この難局を乗り越えられるようなコロナ対策を求めたいと思いますが、再度、考えを伺いたいと思います。

〇議 長

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

お考えはよくわかりました。

まず、コロナ対策ということで、支援を求めるということですけれど、これまで商工業者さんに対する支援というのが何度かあったわけで、去年少し農家の方にもさせていただきましたけれど、基本的には国からの臨時交付金を原資として、すべて行わせていただいておりますので、今回の事態を国がどう見るかにかかってくるのかなという思いはありますけれど、今回の事態に対して、国が4次補正という形で4次交付金という形で各市町村にまた配分ということがあるのかないのか、その辺も見きわめさせてはいただきたいと思います。

今、鎌田組合長の話も出ましたけれど、新十津川町とは少し話をさせていただいておりまして、当然2町と1農協での共同での対応になってくるのかなという思いはありますので、そこは少しお時間をいただきたいと思います。

○議 長

再々質問ありませんか。

中川議員。

○8番(中川清美君)

先ほど、牧島議員の質問の中にも、やはりしっかり国の方に発信をしていただきたいと言っておられました。

私も全くそのとおりだということで考えているところでありまして、国に今回の対策を求めても、やはり投げたボールが戻ってくるには時間がかかってくるわけなので、しっかりとそういった早急な対応をしていただくように今回強く町村会でも働きかけていくということであります。

それでもなおかつ、町長、個人的にも管内進出議員のところに電話を何ぼでもかけられるので、しっかりと窮状を訴えていただきたいと。

私もいろいろ代議士ともお話もするけれども、やはりそういう地域の人の声を非常に待っているわけなんです。何を考えているか、どれを要求しているのか、それを発信していくのがその代議士の仕事なので、町村会はともかく、町長個人としてでも、

やはりそういう意思疎通をどんどんしていっていただきたいなということで、要望と しまして質問を終わります。よろしくお願いします。

〇議 長

それでは、次に発言順位 5 番、折坂美鈴議員。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

令和3年第3回定例会におきまして、町長に2点の質問をいたします。

まず、1点目でございます。豊かな森林の再生を。

平成31年4月より、森林経営管理法が施行され、経営管理が行われていない森林 について、市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築すると しています。

浦臼町では、令和2年度に森林所有者に対して、森林整備をするための意向調査を 行っていて、実際には空知森林組合が森林経営計画を作成して、計画的に森林づくり を行っている事業体であり、森林所有者が希望すればここに森林の経営、管理を委託 することができるようになります。

私は、この法律が植林、保育、伐採するという今までの林業経営と変わらないやり 方を推進するのには反対で、豊かな森林を再生して、温室効果ガスの削減や自然災害 対策となる森林整備に視点を置いて考えるべきではないかと思っています。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備に必要な財源確保のため、森林環境税が2024年から1人年額1,000円が賦課徴収されますが、先行して2019年からは、森林環境譲与税が都道府県や市町村に配分されていて、森林経営管理制度の円滑な運用に使われることになっているのですが、浦臼町に基金として積まれている森林環境譲与税基金はわずか14万3円で、今のところ有効利用は見込めません。

しかしながら、頻繁に起こる自然災害を考えると、里山保全として間伐などの森林 整備は喫緊の課題だと思います。

流木対策や倒木対策、農地などの周辺の森林の間伐に対する支援、保安林の整備などやらなくてはならないことが山積しています。

長い目で見ると、SDGsの観点から町民参加型の植林体験、森林環境教育も必要と思われます。

- 1、森林整備をするための意向調査では、浦臼町の全私有林のうち何%に行われた のでしょうか。また所有者不明の森林はどのくらいありますか。
 - 2、意向調査の結果を踏まえ、今後どのような計画で森林整備が進むのでしょうか。
- 3、豊かな森をつくるには、委託事業として伐採作業をするだけでなく、計画的な 植林など経験値が重要と思われます。森林組合内の人材育成の課題はどうでしょうか。
- 4、災害防止の観点から、森林整備を急がねばならないと思いますが、町はどう考えますか。
 - 5、JRから譲り受ける保安林に、町木である桜を植えてはどうでしょうか。
 - 2点目であります。地域おこし協力隊制度を活用して。

地域おこし協力隊制度をうまく活用している自治体はその町が抱える問題点や課題の洗い出しがうまいと言われています。

浦臼町では、これまで地域に根付いた協力隊員はいません。これまでを反省しなが ら、先進地に学ぶことが必要ではないでしょうか。 厚真町の地域おこし協力隊には、農業支援員、起業型、企業研修型、教育魅力化支援員の4区分があります。

農業支援員は、新規就農者の育成を目的としていて、現在8名います。町には農業研修所があって、畑で実地訓練しながら地域の農家でも研修をするそうです。

起業型は、起業家の育成や新産業の創出を目的とした地域おこし協力隊で、現在7 名いらっしゃいます。

株式会社エーゼロという会社がかかわっていて、オーディションが行われ、都会から優秀な人材が移住してきています。

企業研修型は、町内事業者との協働による新規事業の創出や新規事業の立ち上げに よる雇用の創出を目的とした地域おこし協力隊で、現在6名いらっしゃいます。

教育魅力化支援員は、厚真高校の魅力向上を目的とした公営塾の立ち上げを目的と していて、現在公募を行っているということであります。

1、浦臼町で足りないものは何か。具体的な課題の洗い出しから行ってはどうでしょうか。

課題として、新規就農者の育成、観光協会の強化、道の駅の運営組織や生産者組織の立ち上げなどのサポート、特産品の開発やふるさと納税戦略、新しい公共交通体制の構築などいろいろあると思っています。

2、協力隊員の能力を最大限生かせるように、雇用関係ではなく委託契約を結んで、サポートしながら自由な活動を後押しする方法はどうでしょうか。

○議 長

それでは、折坂議員の質問に対して、答弁をお願いします。 川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

折坂議員の1点目、豊かな森林の再生についてお答えいたします。

森林は、国土の保全・水源の涵養・自然環境保全・地球温暖化防止・木材の生産等、 多面的な機能を有しております。

その森林整備の財源として、森林環境譲与税が配分され、本町では令和2年度までに134万円が配分されております。

1点目の意向調査では、譲与税の積立金を財源に業務委託を行ったところであります。

本意向調査は、北海道の指針に基づいて行い、私有林全体の 6.5%となっており、 所有者不明の森林は 0.76~クタールとなっております。

2点目の森林整備の計画につきましては、平成30年度に策定した浦臼町森林整備計画に基づき整備を行っており、的確な植栽、樹種ごとの標準期間による保育と間伐、そして適正な主伐を行うことで、森林の持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう管理してまいります。

また、計画につきましては、必要な見直しを行いながら進めております。

3点目については、他団体のこととなりますので、この場では回答は控えさせていただきたいと思います。

4点目につきましては、2点目で説明したとおりでございます。

5点目につきましては、譲渡後の防風林の取り扱いにつきましてはまだ未定となっておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

続きまして、2点目のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が平成21年度に創設した事業で、今年度で12年目を迎える事業でございます。

本町においても、平成28年6月より採用を開始し、計6名を委嘱してまいりましたが、現在は採用者がいない状況であります。

1点目の具体的な課題の洗い出しから行ってはどうかとのご質問ですが、総合振興計画や過疎計画等の個別計画において、本町が抱える課題やそれらを解決するための施策について大きな枠組みの中で整理されているものと考えています。

議員が示された事例にありますように、これからの協力隊制度の活用に当たっては、目的を絞り専門性を高めて、より効果的な運用を図るべきとのご指摘と受けとめます。 今後におきましては、個々の事業の進捗状況に応じて町の事業をサポートしてもらいながら、協力隊員みずからが将来の望む姿に向けて活動できるよう、双方メリットのある形に環境を整えてまいりたいと思います。

2点目の自由な活動を後押しする方法はどうかとのご質問ですが、業務方式につきましては、直接任用方式や委託方式がありますので、採用時において地域おこし協力隊の活動内容や意向も確認して判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の再質問はありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

私が豊かな森林の再生をということで質問をいたしましたが、その答弁が余りにも あっさりしていて、私を含めてでありますが、浦臼町には林業を営む人がいないもの ですから、森林について町民の関心が薄いということのあらわれなのかなというとこ ろで危惧をするところであります。

2050年のカーボンニュートラルの達成にはこの森林の再生というところではとても大切な部分でありますので、この機会をいただきましたので、今回町長と議論をして、もうちょっと町としての考え方を引き出したいなと考えております。

まず、中川議員の質問にもありましたように、クマが毎年のように人里におりてきて出没をして、私たちの生活を脅かしているという、生態系の変化がこんなにも身近なところにまで来ているという感想を皆さんお抱きになっているのではないかと思うんです。

森林があることで、私たちはたくさんの恩恵を受けていて、おいしい地下水を飲めているし、春には山菜がありますし、夏はキノコと、自然の恩恵を受けてきました。

しかし、このように地球の温暖化もあるんですけれども、野生生物が山にえさがないということで、人里までおりてくるんですから、山が荒れているんだなというのは 実感としてわいているのではないかなと考えます。

それで、森林経営管理法によりますと、森林の所有者が市町村に経営管理を委託すると、林業経営に適した森林は林業経営者、浦臼町の場合はそらち森林組合になると思うんですが、経営管理を市町村が再委託することができます。

ですが、林業経営に適さない森林は市町村がみずから管理するとなっているんです。 でも、市町村にはそのような財源もありませんし、人もいませんので、そこは無理 ということで、林業経営に適した森林だけ今回の意向調査を行って、行く行くは森林 組合に委託しませんかと誘導するような、そういうところが感じられます。 本当は、林業経営に適さない森林をどうするかというところをもっと森林の所有者 と話し合わなければいけないのではないかと考えました。

1番で意向調査をしたのは何%かとお聞きをしたんですが、そのちょっと聞き方が悪かったと思うんですが、浦臼町の全体の私有林の面積がちょっとこれではわからないので、6.5%に意向調査を行っているとありましたので、残りの94%は意向調査を行っていないことになります。

所有者不明の森林が 0.76、ここはヘクタールと書いてあるので、これが全体の 私有林の何%になるかというところはわからないんですけれども、ここ不明の森林と いうのも結構あるのかなと感じました。

浦臼町の全体の私有林が何ヘクタールあるかというのをまず教えてください。

この所有者不明の森林をどうするかというところも調査を続けていかなければならないと思っています。これは登記簿や戸籍簿を調べたり、知れている森林所有者などから聞き取り調査をするとか大変な労力を使ってやらなければいけないことかと思うんですが、これを時間かけてでもやっていって、そこの所有者と今後どうするかという話し合いは続けていかなければならないのではないかなと考えています。

それで、林業経営に適さない部分の森林をどうするかという話し合いを所有者と続けていくということが必要ではないかなというのが1点と、それから行く行くはそらち森林組合に任せたいという人たちもいらっしゃいますが、それがどうなるかというと、ただいまの答弁にありましたように、浦臼町森林整備計画に基づいて整備を行われるということになるわけでありまして、的確な植栽や保育や間伐で適正な主伐を行うとなっているんですけれども、これでは今までと変わりがないんですよね。

60年前に国の施策として行われて、全国各地に針葉樹を植えられて、今ちょうど主伐期になっていて、主伐も行われ、そこの跡には植栽ということも行われているんですが、これは林業経営には必要なことだと言われるんだけれども、それでは私が考えるところによると60年後の未来の子供たちにもう任せてしまっているというか、そうとしか思えないんですね。

やはり、みんなが環境について考えて、森林をどうするかということを考えていって、やはり昔の広葉樹林に戻していくということが長い目で見た場合に必要なことではないかと考えています。

すごく時間のかかることですけれども、このように自然を破壊したのは我々人類なので、それを戻していくためには100年かかろうがやるということが必要ではないかなと考えています。

そういう考え方について、町長、どのようにお考えになるかというところをお聞き したいと思います。

それで、具体的に今後市町村ができることは何だろうと今度は考えたいと思います。 森林環境譲与税をどう使うかということになると思うんですけれども、森林の所有 者が、いやいや、まだ頑張る、自分でこの山を管理していくとなった場合に、話し合 いを続けてですよ、その所有者は伐採を、手入れをしなければいけませんが、重機が 要りますよね。

その重機代を支払うために木を売るんですけれども、手っ取り早く切りやすいところを集中して伐採して裸の山になるとか、そういうことも起きるのではないかと思っていますから、ここに町が重機を借りるお金を支援するとか、そして適正な間伐をやってもらうようにするとか、そういう方法もあると思います。

それから、農地の周辺で木が生い茂っていて、日当たりが悪いとか、作業の邪魔になるとか、災害の危険性があるとかいう場所も今回の意向調査で結構はっきりしたのではないかと思うんですけれども、そういう箇所は今すぐ譲与税を使って、危険箇所を伐採していくとか、災害対策はすぐに行わなければならないところではないかなと考えています。

あともう一つは保安林ですよね。今後、防風林、保安林の取り扱いについては検討していくということですけれども、私が言った、町木である桜を植樹してはというのは町民の方からのご意見があったもので、景観を整えるという意味で、この際、桜の木を沿線に植えてはどうかという話があったのでお伝えをしているんですが、保安林を手入れしていくということは、クマやシカの隠れ場所をなくすということにもつながると聞いています。すぐにやってほしいことであります。

以上、市町村が今やるべきことから環境問題としての考え方、そういうことを町長にお伺いしたいなと思います。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

大変大きな話で、なかなか明確な答えというのは難しいと思っておりますけれど、 現実的に私が子供のころに聞いた話では、父親などもそうですけれど、冬になると馬 そりを引いてまきをとりに山に何度も行ったという話も聞いておりまして、そういう のが農家の方が山林を持っている理由だったのかなとも思っていますけれど、いずれ にいたしましても農家の方も高齢化が進んでいるのもありまして、なかなか山林にま で目が行っていないというのが現状なのかなと思います。

今回のこの計画の話が出てきたときに、森林組合さんとも協議をさせていただきながら、農家の方にも集まっていただいて、お話をいただく機会もあったんですけれど、自分が管理ですとか、今おっしゃったように、なかなかハードルの高いことでありますので、町が果たして重機代を持ったから、自分たちで管理をというのも現実的には厳しいのかなとは思っております。

いずれにいたしましても、前段で議員が言われたように、浦臼町は森林で多くの町 民の方が食べてきたという町ではないものですから、職員もその辺、知識的にもスキ ルもほぼ持ち合わせていない中で森林組合さんにお手伝いいただきながら、これをど うにか進めてきたところです。

譲与税の話も出ましたけれど、本当に極めて少額な額で、これのお金をもって何か新しいことをという金額では到底ありませんので、すべて足りない分は町が補てんしてでもという状況にしか今のところなっていないのが現状でして、今後、森林経営に適さない山林の扱いですとか、町がすべてそれを肩がわりということにもなりませんし、一義的には所有者の方の義務という形にもなっていくかと思いますけれど、自分たちでできない、ではお金を出せるかといったら、またそれも難しい。なかなか前に進みづらい状況にあるのかなとは感じておりますけれど、いずれにしましても何かはしていかなければならないという状況にありますので、もちろん出せる経費にも限度がありますし、森林組合さんも多分、10カ所は大げさですかね、かなりの市町村のそらち森林組合さんは委嘱を受けている状況にもありますので、今の体制だけでは森林組合さんも手が回らないような状況にありますし、町民の方もそこまではという方

が多い状況の中で、本当にどうしていくのかがはっきり今の段階では言えない状況なのかなとは思いますけれど、少なくとも何かはしていかないと、今後荒れていくだけのことになっていきますので、明確な答えは今申し上げられませんけれど、森林組合さんをはじめ協議を進めさせていただきたいと思います。

○議 長

横井課長。

〇産業振興課長 (横井正樹君)

面積についてお答えいたします。

町内の全私有林の面積は1,783.6ヘクタールになります。

そのうち今回意向調査の対象となる面積については115.72ヘクタール、これにつきましては森林経営に適したというところ、先ほどからおっしゃられておりますけれども、そのような対象地になっておりまして、それ以外のところは天然林化されていると、広葉樹が繁茂しているというか、広葉樹になっているというところなので、基本的に天然林化されているという取り扱いをしておりまして、意向調査の対象にはなっておりません。

その中で 0.76 ヘクタールの面積について所有者不明の森林となっておりまして、 今回意向調査の対象の面積のうち 0.6%となっております。

なので、基本的にほぼすべての面積で意向調査の確認はできているのかなと思って おります。

以上です。

〇議 長

再々質問はございますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

意向調査を行っていない部分は天然林化しているということでありますが、やはり ここも適切な間伐を行っていかないといけないとは考えております。

ちょっとこれは怖い話なんですけれども、浦臼町では森林整備計画によると60年で主伐をするということになっているので、もし林業経営を重点に置くと、本当は30年、40年で切りたいんですけれども60年は置いておくということなんですが、その60年後にはどうなっているんだろうと考えたときに恐ろしい話です。

現在でも地球上で1年間に3万から4万種の生物が絶滅していると言います。1時間に三つの種類の生き物が姿を消しているんです。

今後25年間で哺乳類の4分の1近く、鳥類の8分の1が絶滅するおそれがあると 言われています。

その原因となるのは、生育地を壊して大気を変化させている私たち人類のせいだということであります。これを念頭に置いて、今後どうしていったらいいのかということは、やはりみんなで話し合うべき問題かなと考えております。

その点については、町長もどうしていいか今後考えていくということでしたので、 ぜひこれからも議論を続けていっていただきたいと思います。質問にはなりませんね。 そこは結構です。

○議 長

では、答弁はよろしいですね。

それでは、2点目の再質問の方はありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

今回、厚真町の例を出させていただいたんですけれども、浦臼町でも課題がたくさんあるよということで、私もこういう点はどうだろうということで出させていただいたんですけれども、今後目的を絞って専門性を高めて効果的な運用を図るということですので、ぜひ実現に向けて検討を進めていっていただきたいと考えています。

総務省では、地域おこし協力隊制度の関連予算は今年度予算の3倍で4億5,00 0万円と発表されました。これもやっぱりコロナの影響で人口密度の高い都会から地 方へ移住する人がふえるという見方をしているわけで、このチャンスを見逃す手はな いと私は思っていますので、ぜひ移住というところも視野に入れながら、地域おこし 協力隊制度を活用していただきたいと考えております。

幾つか課題を絞りたいということでありましたけれども、町として具体的に明確に 課題をこういうところを絞っている、そういう検討を進めているところはありますで しょうか。あったらぜひお聞かせをしていただきたいです。

あと厚真町にありましたように、農業支援員、前も言ったんですけれども、新規就農を最終的な目的として農業支援員は大変有効な施策かなと思うんですけれども、これを活用する気はありませんかということと、あと公益的な団体、例えば観光協会とか、そういうところへの派遣、そういう形での地域おこし協力隊の活用は考えられていないですかというところですね。

あと企業の中に入るというところでは、厚真町などでもそうだったんですけれど、 特産品の開発というのは時間もかかるし、お金もかかるんですよね。

そこの企業さんに地域おこし協力隊を町の方で派遣してあげるとか、そういうところを特産品の開発とかを進めてほしい、町にそういう意向があれば、そういうやり方もできるわけで、そういうことは考えられないでしょうかという質問です。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

すいません、何点かありましたので、答え切れるかどうかわからないですけれど、 今考えているものがあるかということですけれど、頭の中にあるのはやっぱり農業支援員というのが一番にはあります。

ただ、厚真町の例でも挙げられていますように、研修施設といいますか、体制的なものが整った上での募集をかけて、そこで働いていただくという形をとられておりますので、将来的な移住、定住まで考えると、やはり農業支援員で研さんを積んでいただいて、農業としてなりわいを町内で持っていただくという流れを何とかつくっていきたいという考え方は強く今持っておりますので、それに向けてやるべきことをやっていきたいと思っているのが今の現状でございます。

あと観光協会ですとか特産品の開発なども例えば上砂川町などではヤギのチーズのスキルを持っている方が来られていまして、町がある程度機器類を整備して、そこでその機械を使って今現在チーズづくりに励んでいらっしゃるという情報も入ってきておりますので、できれば本当にこの地に根づいていただけるような収入を伴う形での地域おこし協力隊の募集を、そのあたり的を絞った中でやっていければと考えております。

上砂川町にも聞きましたけれど、チーズで募集したわけではないと。そういう一芸というのですか、特別な技術を持った方を募集したらチーズの方が来たという話でございますので、絞り過ぎないで、ある程度の幅を持ってピンポイントで募集をかけていければと考えておりますので、今後取り組んでいきたいと思っております。

〇議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

農業支援員を考えているということでした。ぜひ環境を早急に整えて、取り組んでいただきたいなと思っております。

地域おこし協力隊として入ってきた方が全員ここに住みつくということではないので、やはりいろんな方いらっしゃると思うんですけれど、たくさんの協力隊員さんが入ってきてくれればいいなと考えるのが1点と、あとこれまでの反省点について考えてみたいと思うんですが、今まで6人いらっしゃったけれども、現在は採用者がいませんし、この6名の方たちは浦臼町に残ってはいただけなかったと。

どうしてだろうというところを考えていかなければいけないのではないかなと思うんですが、私はやっぱり隊員を支えるサポート、この体制が十分ではなかったのではないかなと考えています。

みんなやっぱりいろいろサポートということでは考えていらっしゃるようで、どこの町もですね、空き家もいっぱいあると、ここで起業してもらいたいと、募集した町もあるんですけれども、その地域おこし協力隊も募集するとともに、その活動支援団体の公募も行っているよというところもあると、ここまでやるんだなと思ったんですけれども、浦臼町の今までの失敗といいますか、それを考えると、起業資金を手当てするというところはやりましたよね。

それはしたんだけれども、お金だけではだめなのではないかと。やっぱり精神面で 支えていくことが必要だと思っています。

やっぱり、知らない町へ来て、都会からですよ、田舎という風習も何も違うところにやって来て、1人で活動を始めるわけですから、不安がいっぱいだと思うんですよね。

だから、それを支えていくためには、やっぱり協力隊員との面談ですか、月に1回 面談をきちんと職員とやっているよというところもありましたし、そういうサポート は常に必要だと思います。

協力隊もいっぱい雇っていただいて、その協力隊同士のミーティングをするとか、 あと町民との交流、今はちょっとコロナで難しい部分もありますが、そういう機会を つくってあげるとか、地域になじむお手伝いというのはやっぱり町が、私たちがしな ければいけないことではないかなと反省を含めて考えるわけですが、どうですか、今 までの反省を踏まえて。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

折坂議員自身、これまで何名かの協力隊のサポートをしていただいているのは承知 しておりますので、大変感謝するところですけれど、なかなか役場の人間だけでサポ ートし切れていなかったというのが今までなのかなとは思います。

全く何もしなかったわけではありませんけれど、やはり役場だけではなくて、おっしゃられておりましたけれど、ほかの協力隊というのですか、複数名の協力隊でお互いが話し合う中で悩みや不満などを話すというのもきっと大事だったのではないかとは思っております。

ですから、役場職員、それから町民の方、そしてそれに協力隊同士というそのあたりが体制と言っていいのかどうかわからないですけれど、形づくられればある程度の精神的なケアにはなっていくのかなとは思っておりますので、その辺を反省点に今後の取り組みには生かしていきたいと思います。

〇議 長

それでは、ただいまから休憩といたしたいと思います。

午後2時45分から再開いたします。

休憩 午後 2時35分 再開 午後 2時43分

○議 長

それでは、全員おそろいですので、会議を再開いたします。

発言順位6番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

令和3年第3回定例会において、町長、教育長に1点、町長に1点、お伺いしたい と思います。

町長、教育長には、コロナ禍における本町教育の現状について質問させていただき たいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大がおさまりを見せない中、緊急事態宣言が再度発令され、さまざまな感染抑止に向けた取り組みがされていますが、ワクチン接種による 集団免疫の向上に期待するしかないのが今の現状かと思われます。

札幌市では、多くの学校で学級閉鎖措置が続いています。

幸い、本町では今のところ感染者ゼロが続いており、このまま維持していきたいと願うところであります。

全国では若い世代の感染割合がふえており、若年層への広がりも不安要素であります。

教育現場においても緊張の日々が続いているものと思われ、先生方の日ごろの努力 も大変なものと思われます。

そこで、次の5点について質問します。

町民の各年代層におけるワクチン接種の現状は。

今後のワクチン接種の予定は。これは12歳以上に今後迎える年少者を含めてということになります。

教育現場において、仮にオンライン授業になった場合の状況は。

次に、全生徒にオンライン授業は現状として可能なのかどうか。

5番目として、修学旅行をはじめとした学校行事の今後の見通しはということでお 伺いしたいと思います。 次に、町長に、町職員の道との職員交流を進めるということで質問させていただきます。

コロナ禍にあって、さまざまな行事やイベント等が中止となり、町の活性化をとな えながらも、なかなか進めないのが歯がゆい今の状況ではないでしょうか。

このようなときだからこそ、将来のまちづくりに向けた基礎づくりをしっかりと考え、進める必要があると考えます。

道との職員交流を進め、企画力やまちづくりに向けた行政能力をさらに向上させる力を蓄える時期ではないかと考えます。

町の基本をつくっていくのは行政に携わる職員一人一人ではないでしょうか。町長の考えをお伺いしたいと思います。

〇議 長

柴田議員の質問に対して答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

柴田議員の1点目のご質問のうちワクチン接種の現状でございますが、まず年代別の接種状況につきまして答弁させていただきます。

10月1日までの予約状況による1回以上接種された方の接種率の見込みでございますが、65歳以上94.7%、60歳から64歳までが96.2%、50代が88.6%、40代が87.9%、30代が82.8%、20代が83.3%、10代が61.3%となってございます。

なお、7月以降に町外の医療機関等で接種された方の実績が加わってまいりますので、今後さらに接種率が高まるものと思われます。

次に、今後のワクチン接種の予定でございますが、静川議員のご質問でも一部答弁 させていただきましたが、10月1日までの間については、町立診療所での接種を継 続し、その後においては新十津川町の花月クリニックでの浦臼町民の接種を一定期間 可能とする体制を整えたところでございます。

10月1日以降に12歳に到達される方につきましては、これまでの対応と同様に順次接種のご案内を文書にて周知に努めてまいります。

続きまして、2点目の質問になりますけれど、北海道との職員交流につきましては、職員の資質向上や意識改革、事務遂行上のノウハウ習得、組織間のネットワーク構築などを目的に、職員の成長はもとより、派遣先との強力な連携や緊密な情報交換につながり、大きな成果が得られるものと考えております。

しかし、現状では職員体制に余裕がないこと、特に就業後、日の浅い職員が多い現状での派遣は現行業務への影響も想定されるところであります。

派遣自体否定するものではなく、メリットが多いことは十分認識しておりますので、引き続き職員の確保、指導に努め、できる限り早期に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

河本教育長。

○教育長 (河本浩昭君)

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

3点目及び4点目のご質問は関連がございますので、あわせてお答えをさせていた

だきます。

令和2年度に1人1台のタブレット端末の整備、また校内ネットワーク環境の整備を行い、さらには非常時において学校が臨時休校となった場合の児童生徒へのオンライン学習の実施に向け、インターネット等を利用した家庭学習環境がご自宅に整備されていない家庭などに対して、無償でモバイルルーターの貸与を行っているところでございます。

オンライン学習の実施に向け、各学校内におきましても教職員の勉強会なども実施され、また小学校、中学校、教育委員会事務局の三者による現状の課題や今後の対応について協議する場を設けるなど、情報共有等に努めているところでございます。

現状としましては、各学校においてオンライン学習に向けての通信環境の試験運用を行っておりますが、幾つかのご家庭で通信環境が悪く、すべての児童生徒への学習環境が整っている状況ではございません。

教育委員会といたしましては、全児童生徒のご家庭が現在調整中の光回線にご加入いただくことが安定したオンライン学習環境の構築には必要不可欠なものと考えており、児童生徒の学びを保障するためにも通信環境等による教育格差が生じないよう引き続き学校や保護者と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の修学旅行をはじめとする今後の学校行事につきましては、小学校の修学旅行が当初は6月16、17日の予定でしたが、2回目の緊急事態宣言の発令により、9月9日、10日に延期、さらには今回の3回目の緊急事態宣言により10月下旬に延期の決定をしたところでございます。

また、中学校の修学旅行につきましては、5月に高知県本山町へ訪問する予定でしたが、道外旅行は断念し、道内旅行函館方面として10月下旬に実施を予定しているところでございますが、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置区域の指定などを考慮し、実施のあり方を検討しなくてはならないものと考えております。

また、その他の学校行事につきましても、状況により延期や縮小、中止などの見直しを検討いたしますが、学校行事の意義や目的、さらには児童生徒の心情等に配慮し、最大限の感染防止対策を講じるなど、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。 柴田議員。

○3番(柴田典男君)

私が今回このような質問をしたのは、本当にこんなに長くコロナ禍が続くとは思わなくて、本当に子供たちがかわいそうだなというのが正直な気持ちであります。

運動会を初めとして、本当に心ゆくまでの学校行事を満喫できない子供たちにあって、何とか早い解決と本当にみんな笑顔で学校教育できる環境に早くなってほしいな と思うところからであります。

それと、最初の疑問は、12歳以上の子供はワクチン接種を受ける。12歳って小学校6年生の途中だよなと。では、一体いつまでの誕生日の子がワクチンを打てて、いつからの子は打てない環境にあるのではないかというのが最初の疑問であります。

今回、会議が始まる前に全員協議会でも丁寧な説明を受けましたし、静川議員の質

問の中でも同様の質問があったので、ほぼ理解したところではありますけれども、ただ考えてほしいのは、結局同じ6年生の環境の中に、単純に言ってしまえば半分打った子と半分打たない子が出てくるのですね。

そこで、都会の心配をする必要はないと思う、浦臼町はそういう心配ないのかもしれないですけれども、あの子は打ったんだ、うちは打ってないんだみたいな、そういう格差的なものが生まれないことがやはり一番いいことなんですけれど、そのためにも順次12歳になった子がすぐ打っていけるのかなというのが疑問でありました。

でも、きょう、順次花月診療所で打つ準備をしていくということでございますので、 そこら辺の心配はないのかなとは思うんですけれども、やはり個人がそれぞれ、きょ うの説明では花月診療所に直接予約をとって打ってくださいということだったんです けれど、残った半分の子供がいると思いますので、最低単位 6 人だと思うんですけれ ど、もし打ちたい子が 6 人いるのであれば、まとまって花月に行くような段取りもも しとれるのであれば、そういう段取りも必要なのではないかなという気持ちでいます。 そこら辺がまず 1 点。

それから、分散登校は確かに小さい町なのでないんですけれど、スクールバスの運行は今晩生内の子供たちは12名で鶴沼が36名で、晩生内が1台走らせて、鶴沼が1台走って、福祉バスが1台走っていますよね。

これは多分乗車の人数を制限するためにそういう措置をしているのだと思うんですけれども、それはどのような判断をもってもとのスクールバス1台になるのかどうか。

例えば、今、たしか乗車17名までを超さない範囲で福祉バスって使っている条件か何かあるはずなんですけれども、うちの町としてはこの福祉バスの運行の判断、北海道がどのような状況になった段階で福祉バスをやめてスクールバス、鶴沼も1台で運行できるようになるのかを2点目としてお伺いしたいと思います。

修学旅行、これだけ子供たちも日程変わってきたら、本当にかわいそうなんですけれども、旅行会社に対するキャンセル料は発生しなかったのかどうか、これ3点目でお伺いします。

修学旅行に行った場合、団体でバスに乗ると思うんですけれども、行く人数が何人になるのかわかりませんけれども、その場合、先ほど福祉バスは17名を超してはいけないよという制限がある。

修学旅行でバスに乗ったときに、1台で移動すると思うんですけれど、それは人数に関係なくバス1台でOKなのかどうか。それをお聞きします。

それから、質問の最後に、きょうのいろいろな資料の中にもGIGAスクール構想 ということで、将来電子教科書の導入もあると書いてありました。

質の高いICT教育を充実させていくということでありましたけれども、答弁の中に、現状としまして、通信環境の試験運用を行っておりますが、幾つかの家庭で通信環境が悪く、すべての児童生徒への学習環境が整っている状況ではございませんとありました。

うちの町、来年4月から光回線がほぼ整備されるということで、当然子供のいる家庭は全戸ネットワークにつながるものと判断しておりましたけれども、これについてはこの表現でいくとちょっと怪しいところがあるんですけれど、その辺の現状について詳しく教えていただきたいと思います。全戸ネットワーク可能なのかどうかということであります。

以上です。

〇議 長

では、答弁お願いします。

河本教育長。

○教育長 (河本浩昭君)

まず、12歳以上のワクチン接種で、例えば同学年で一緒にというご意見でしたけれども、これにつきましては結局集団でということになって、例えば学校で取りまとめてということになりますと、集団接種の悪い部分を出すような形になりますので、強制的な部分を感じるだとか、接種に対してですね、そういうことからも現在は、集団接種は好ましくないとされているのが現状であります。

それから次に、現在、鶴沼便は密を避けるためにスクールバスにプラス福祉バスを 運行していただいております。

それから、晩生内便は通常どおり1便ということなんですけれども、どのようになれば1台に戻せるかというのは、我々も実はできるだけ戻したいというところなんですけれども、例えば修学旅行につきましても中学生の修学旅行は通常であれば中型で間に合うバスを修学旅行では大型のバスを使っておりますし、恐らくことしもそうでしょうし、ほかの学校においても密を避けるために通常の2倍ぐらいのバスを用意して移動をされるのだと思います。

ですから、できるだけおさまってもとの状態に戻したいと思っていますし、その判断基準はどの辺になるのかということも随時情報を集めているところであります。

ちなみに、バスにつきましては、夏休み期間中にスクールバス、福祉バスも含めて バスの内部を抗菌加工処理をさせていただいたところであります。

それから、旅行会社でキャンセル料が発生していないかということなんですけれど、 それにつきましてはキャンセル料は発生しておりますけれども、全額公費で負担する ということになっております。

それから、先ほどの修学旅行では通常であれば中型でいいものを大型にという話も させていただきましたけれども、それによってふえる経費につきましては公費で負担 をさせていただいているところであります。

それから、ネットワーク環境ということで、全世帯にはまだ通じていないという部分で先ほど答弁させていただきましたけれども、具体的には通信ができていないのが、小学校、中学校、それぞれ1世帯ずつが今のところ全く通じていないという状況になっております。

それ以外につきましては、例えば端末と貸与しているルーターがあるんですけれども、どこが通信環境がいいかというところで、通信環境がいい部屋もあれば悪い部屋もあるというところで、モバイルルーターと端末を一緒にセットでいろいろ検査をしていたという例もありまして、実はルーターと端末は全然別の部屋にあっても十分通じるので、そこら辺で、もしかすると解消する部分ができるという可能性もあります。

それから、実はきのう事業者から連絡がありまして、ルーターのモードを変えることによって受信エリアが広がるのだそうです。ただ、広がるのだけれども通信量は落ちるということなんですね。

ですから、双方向でのオンライン授業というのは可能なのかどうなのかというのは、 ちょっと不安な部分があります。

ただ、今現在配付しているドリルだとかそこら辺の利用は可能だと思いますし、実 証授業で学習者用のデジタル教科書も導入していますけれども、そこら辺の利用は可 能なのではないかなと思っております。

学びの保障という観点からは、今現在ルーターはことしと来年、2年契約で貸与の契約を結んでおりますけれども、光回線ができたときには多くの方が光回線を利用できるような状態になっていることを望んでいるところです。

それから、またうちの町については大きな町だと分散登校というやり方をしていまして、例えば40人学級のうち20人ずつ登校させて、残りの20人はオンラインでというやり方をしているところがあるかと思いますけれども、浦臼町の場合は小学校4年生が最大で20名というところで、例えば全員登校させてもいわゆる分散登校のレベルだという状況ですので、そういった工夫も可能になると思いますし、例えば光回線が今度整備されることによって、恐らく公共施設である晩生内のコミュニティセンターでありますとか、鶴沼改善センターが多分Wi-Fiを使えることにするのではないかなと予想しておりますけれども、そうなると例えば通信環境が悪かったとて、例えば鶴沼改善センターだとか晩生内コミュニティセンターに行くことによって、通信が可能になるとか、そういう状況も考えられます。今のところはとにかくICTに関しては学習して使えるようにならなければいけませんので、それはそれとして、ただコロナに関しての通信できないことによる心配というのは、正直言って余りしていないです。登校できるのではないかと考えております。

以上でございます。

〇議 長

それでは、再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

確認的なことにもなるんですけれども、例えば子供たちがいる、光回線が全町に行き渡るだろう。

ところが、今小中学生で1世帯ずつ契約を結んでいない家庭があるとすると、きょうはオンラインですよと学校でやりたくても、つないでいない子供がいると、平等な教育にはなりませんよね。

1 軒だけつながらないのであれば、全員にオンライン授業をするわけにはいかない ことになる。

では、ぜひつけてくださいと言っても、いや、うちは必要ないですよと言ったら、それで終わることになるのかな。

だから、そこをどうするかという部分があると思うんですね。

町が補助してつけたりしても、そこに今度既につけている人から不公平感は出てくるだろうし、といって、教育の現場としては全員にオンラインの授業は平等にしたいのだから、そこら辺、町が補助してつけてやるということにはなりませんよね。

だから、どういうことが望ましいのか、そういう状況になったときにですね。

一般でつけないからどうのこうのというのはまだ解決できますけれど、子供が学校に通っているのに、1人、2人だけオンライン授業ができない子がいるということには現状としては、そういう状況をつくってはいけないというのが、やっぱり教育委員会の考えでしょうけれども、どういうことが望ましいのでしょうかね。最後の質問にします。そうならないためにどうすればいいのか。

〇議 長

答弁お願いします。

上嶋局長。

〇教育委員会事務局長 (上嶋俊文君)

まず、そもそも文部科学省が進めているGIGAスクールにつきましては、もうインフラ整備されている状態で、タブレットを子供たちに1人1台ずつ与えることによってオンライン学習等、そういうことがスタンダードな時代だということを目的として行っている授業でありまして、教育長の1回目の答弁でもさせていただいたんですけれども、浦臼町内の全家庭がまず光回線にご契約していただくと。

その上で、我々教育委員会側として通信のできる端末とあとコンテンツといいますか、学習内容等をどのようにしていくべきかというものが多分本来のGIGAスクールなんですけれども、本町におきましては、今言ったように光回線網が今まで整備されていなかった部分がございまして、整備されていないご家庭に対して今回モバイルルーターを貸し出したんですけれども、それによっても一部エリア外というところで、あとモードを変えるとか、そういうやり方によって解消される部分もあるのですけれども、まだ厳密にはそこまで詳細に試験運用を行っているところではありませんので、もう少し時間かけて、そういったところの解消を図っていきたいと思うんですけれども、そもそも通信環境が悪い状態のところは現状ではどうすることもできないという認識でおります。

ですので、先ほど申し上げたんですけれども、まず少なくとも児童生徒の保護者といいますかご家庭は光回線を契約していただく、その上で教育委員会がどうしていくかということを考えていきたいんですけれども、なかなか現実、ご家庭のご事情だとかといった部分がありますので、なかなかそうすんなりいくとは考えておりません。

その上で、どうすればいいのかというのは、現状ちょっと課題として認識しているところなんですけれども、何がいいのかというのは現在事務局内でも検討しているところでございますので、課題としては認識しているんですけれども、結論は出ていないというのが現状でございますので、現状をちょっとご理解していただければと思います。

以上です。

〇議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

道と市町村との職員交流についての2点目の質問であります。

違う話になるんですけれども、今から20年以上前にある町の町長選挙があって、 ある方が町長に当選された。

その町長が一番最初にやった仕事は補正予算を組んだ。およそ 2 , 0 0 0 万円の町職員研修費というのを最初に補正予算で組んだ。そういう町があります。

もうその町長は在籍していませんけれども、今その町はどうなっているかといいますと、地価も上がっています。人口もふえています。

確かにうちの町と環境は違うんですけれども、ほかの町からもいろんな職員が研修 に行くという、そんな町になっています。

確かにいきなり2,000万円の研修費というのは思い切ったものだなと、20年 以上前ですからね。

そんなにいろんな研修があるのかなと思ったものですから、今回道の方に問い合わ

せてみました。

道の方で職員交流要綱というのがあるんですね。町長も同じようなものをお持ちだと思うんですけれども、趣旨としては皆さんにお聞きいただきたいと思いますので言いますけれど、地方行政の推進並びに道と市町村等の職員の行政能力の向上を図ることを目的として行う道と市町村等の職員交流に対してということで、さまざまな項目が載っていました。

人事部に問い合わせて資料をいただいたんですけれど、実施に関しては町が町費と して職員のお給料を持つ場合とジビエで来ていた車田さんのような形で道の職員とし て派遣されて、道の給料で賄えるということで、さまざまな実施区分がある。

その中で、市町村との結びつきを強化するということで4項目、ほかに広域的な見地からの市町村との連携ということで6項目あります。

私がぜひやってほしいなと言っているのは、相互交流であります。これは道と市町村において特定分野の業務経験を一定程度積んだ職員同士の相互派遣を通じて、双方の専門性の向上等を図るための派遣。

ですから、これは例えば町長の答弁の中にも職員の数が限られているので、減ったら困るという答弁なんですけれど、この場合で相互交流をやれば、職員は確かに1人、2人減ったとしても、その分、道も補ってくれますよということですから、まずぜひこの相互交流を進めてほしいなと思います。

実際に、令和3年度で実施している市町村は全道で24名だそうです。基本2年で すね。

そのほかに実務研修というのがあって、これは町費が必要な研修なんですけれど、 若手職員等の実務研修のために行う派遣ということで、これは現在長沼町が出してい るそうです。

それから、車田さんが浦臼町に来ていたその項目については、地域振興短期派遣ということで車田さんも来ていたのだと思うんですけれども、これは市町村の課題解決のために道と市町村が同じ方向を向いていることが条件であるということだそうですが、現在令和3年度で38名、全道におられるそうです。

空知管内では、現在美唄市が地方創生ということで1名、それから栗山町が日赤病院に1名、それから沼田町が起業アグリ農業開発ということで1名、新十津川町がアライグマ対策ということで1名、全道38名のうち4名が空知管内に現在来ているそうであります。

この中で財政再生派遣、これは昔から有名ですけれど、夕張市に道から行っている、 これもこのうちの一つになるそうであります。

このように、内容的にはさまざまな項目があるわけですから、確かに限られた人数の中で行政、やっていくのは大変ですから、一人でも欠けるのは忍びないという考えになるかもしれませんけれども、将来を考えたときに、例えば道との太いパイプをつくるですとか、早日の情報をいただけるとか、やはり外に出て我が町を見るということも非常に職員として大事なことなのではないかなと思いますし、来年度の申し込みは多分11月ぐらいで問い合わせが来ているということについても先ほど総務課長が9月の段階でも問い合わせが来ているということでございますから、早日の判断が必要かなと思いますけれど、そこら辺で町長、どうですか。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

回答でもしましたけれど、メリットは多いと思っております。

私もたった1年でしたけれど、平成9年に空知支庁に1年間派遣されまして、いろいろ大変なところもあったんですけれど、電話して、これどうだという話もできるような関係もいまだに残っていますから、そういう意味でも、ただ1年、2年勉強するだけではなくて、その後の仕事のやり方にも影響してくるようなメリットはあると考えております。

ですから、お答えのとおり全く否定しておりませんし、出せるものなら出したいという思いでいるのは同じ考えだと思っております。

ただ、言いわけになってしまいますけれど、去年、ことし、この1年半ぐらいしかまだたっておりませんけれど、その1年半で8人の職員がその間に入ってきておりまして、トータルとしては54名の職員で今対応している、1名、中途でとりましたので、55名になっておりますけれど、浦臼町、ずっと54名体制で行政運営していこうということで、ここ何年か来ておりまして、今ようやく1名ふえて、54名より多い中で運営しているところなんですけれど、その55名のうちの8名がこの1年半の間に入った職員になりますので、体制として人数的には充足しているとも言えるんですけれど、まだまだ安定期にはなっていないのかなという思いを私は持っておりまして、このような回答になったところでございます。

ですから、出さないとは言っておりません。出すようになったら出すという思いは強く持っておりますので、それがことしになるのか来年になるのか、明言はできませんけれど、近いうちに派遣に取り組むという考えでいることはお伝えさせていただきます。

○議長

再々質問ありますか。

○3番(柴田典男君)

ありません。

〇議 長

それでは、次に発言順位7番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番(野崎敬恭君)

議長のお許しをいただきまして、町長に浦臼町の公共交通についてお伺いいたします。

質問の前に、議会の政務調査を7月29日に行いまして、町から懇切丁寧な説明を 受けたところではございますが、高齢者からの問い合わせも多くあり、質問をいたし ます。

この件につきまして、担当職員も相当な知恵を絞り、苦労を重ねて政策を立案していると思われます。町長においても側面からサポートが必要と考えています。

近年は、高齢者の事故、免許返納などで足のない高齢者にとって、本当の意味で交 通弱者になるのではないかと心配をしています。

町は、交通費助成などに取り組んでいますが、タクシー券を使って滝川市、砂川市 方面に行くと、一、二回でその券も水泡と帰すわけでございます。

本質は、町長が住民によりよい交通インフラを整備することができるのかどうか、

このことについて、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

〇議 長

野崎議員の質問に答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

野崎議員のご質問にお答えいたします。

本町の公共交通は、民間業者の段階的な撤退により空白となった路線を乗り合いタクシーや路線バスなどでカバーしており、小さな町でありながら、多岐にわたっている半面、利用者の極めて少ない便がほとんどであることから、整理し再構築する必要があると認識しております。

こうした状況に加え、来年9月末をもって中央バス滝川浦臼線の撤退が正式に公表されるに至り、将来を見据えた公共交通を確保し、維持していくために、今年度地域公共交通調査委託を実施し、協議を重ねてきているところです。

多様な住民ニーズを把握し、新たな路線の構築と既存の公共交通の統廃合により共存を図り、より効率的で利便性の高い公共交通体系の再編を目指しております。

すべての町民が満足できる交通インフラを整備することが理想であり、目標とする ところですが、コストの面を十分考慮しながら、持続可能で現実的な交通体系を整備 していきたいと考えております。

以上です。

〇議 長

それでは、再質問ありますか。

野崎議員。

○2番(野崎敬恭君)

札沼線が廃止になり、見る間に人口の流出が目につき出しました。

町長も現状を危惧しているものと思いますが、町民もタクシー問題、中央バス問題、 町営バスも含めてかなりの人が不安を抱き、心配しているのが最近の現状であります。

私もその都度、今アンケートをとっていますよ、公共交通の策定に今取り組んでいますよ、そのように説明をしておりますが、浦臼町は小さな町なので、素早い政策立案を示し、町もアンケート調査の結果など、中間発表的にでも町民の不安感を払拭していただきたい。

不安を払拭しないと、町民も町に対する思い入れが薄まるのではないかと危惧しているわけです。

町長をはじめ、職員も一生懸命頑張っているのは理解していますが、町長がさらに 先頭に立って、陣頭指揮を発揮することが今求められているのではないでしょうか。

先ほど来、牧島議員、それから中川議員からも、町長、頑張ってくれよという励ま しの言葉もきょうはあって、ぜひ、頑張っていただき、町長の個性を発揮していただ きたいということでございます。

町長の行政報告を見ても、コロナ禍のせいか、札幌市出張及び諸官庁などにも足を 運んでいないというのが私の思いであります。

今の諸問題や地域公共交通問題でお願い、陳情など、みずから道や、特に運輸局などまめに足を運び、官僚などの知恵をかりて、担当職員に情報を伝え、指示することの必要はないのでしょうか。素早い対応をお願いしたい。

運輸局の職員にしても、我が町の担当者にしても、同じ公務員であります。法律の

範疇から出た政策がとれないのは、それは当然だと思っております。

そこで、やっぱり町長が間に入っていろんな知恵をかり、そして職員に道しるべを つけてやるということが必要なのではないのか、そのように考えております。

過疎地の交通状況は、町長が説明することで効果は出るかもしれないのではないで しょうか。

地域公共交通の問題に対しては、町長も最大限の危機意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

これ以上人口の自然減少、社会減少を起こすと、私たち商工事業者にもさらなるダメージを与えることになりますので、コロナ禍とはいえ、町長にはぜひ奮闘して頑張っていただきたいと、このように思っています。答弁よろしくお願いいたします。

〇議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

激励の言葉、ありがとうございます。

バスの公共交通の話題から外れて、人口減少ですとか、過疎化の話にもなってきて おります。

7月に人口が10人減りました。8月も、御存じかと思いますけれど、大変多くの子供さんのいらした家庭が隣町の方に転出されまして、それでも亡くなった方と含めてまた10人ということで、7月末で1,714人ですけれど、8月でも10人の方が減っているという状況にあります。

本当にコロナのせいなのか、何のせいなのか、ちょっと把握し切れませんけれど、 一月に二けたというのが続いておりまして、本当に人口減少に歯どめがかからない状 況になってきているのが現実です。

それが公共交通のせいとはちょっと言い切れない部分もあろうかと思いますけれ ど、やっぱりいろいろなものがなくなっていく中で、やはりそういう気持ちというの ですか、傾向にもなってきたのかなととらえております。

何とか農業分野ですとか、いろいろな面で元気づけて、人口増につなげたいという 思いはあるんですけれど、なかなか即効性というのがないものですから、現状ちょっ と手をこまねいているような状況です。

ただ、公共交通につきましては、もう先が見えていますので、なるべく早い段階で こうなるというのを示せればとは思っております。

できれば年内に何らかの形で示せるような進め方をしていきたいと考えておりますけれど、コストのことも回答の中に書かせていただきましたけれど、まずスタートは滝川浦臼線がなくなって、それをそのまま町で運行したらどうなんだということを調査させたんですけれど、信じられないぐらいの金額が出てきておりまして、あとはそこからどう削っていくか、やり方を変えていくかという、今、そういう段階にあります。

ただ、砂川市方面のこともプラスで考えていかなければなりませんので、現状のままの金額でおさまるとは思っておりませんけれど、それをいかに効率よく利便性をある程度確保した上で現実的な金額にしていくかというのが今の本当に大きな問題となっているところです。

どちらにいたしましても、時間的にはそうないということでもありますし、あらか

たのやり方を決めれば、運輸局の方にも話をしなければいけませんし、振興局も全く 関係ないというわけではありませんので、振興局の方にはちょくちょく行って話をさ せていただいているんですけれど、運輸局の方にはまだ行っておりません。

今後、より具体的になってきた段階でそういう関係方面にも足を運んで話をさせて いただきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○2番(野崎敬恭君)

私たちは住民の声を聞き、町長にお伝えすれば、ある程度自分の役割は出せるなという気持ちになるわけですけれど、町長は私たちに言われたことをどこに持っていけばいいのか。気の毒に思うわけですが、それをやっぱり道や国に持っていって、まして私たちの路線がなくなってしまう、そういうでっかい問題を私たちの町だけで解決できるわけではないのだろうと思います。

なくなるものはしょうがないと、何をするかといったら、新しいものをつくって、 それを道やら国に持っていって、こうやって何とか生き延びたいのだと。

それに対して、道や国は私たちにこれをやったらどういうことをしてくれる、どういう助成金をつけてくれる、補助金をつけてくれる、そういう交渉をするのが町長の一つの役割でもあるのではないでしょうかね。

ある程度、町長には、ちょっと腹立ったら、それをぐっと、道やら国に向けて発散して、そして私たちの町の高齢者やら、車の免許を返納した人たちやら、教育のために他町に出ている子供たちのために不安を払拭し、安心させていただきたいなと、そのように思っていますので、町長には大いに期待しますので、どうぞよろしくお願いいたします。答弁はよろしいです。ありがとうございます。

〇議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、5分間の休憩といたしたいと思います。

休憩 午後 3時33分 再開 午後 3時38分

〇議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第31号

○議 長

日程第6、議案第31号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

〇総務課主幹(早坂隆広君)

議案第31号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)。

令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,519万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,021万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入 歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。 8 ページを お開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額 1 , 9 0 0 万円の追加でございます。 1 2 節委託料におきまして、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、議場の音響改修や議会のオンライン配信などを行うことにより、議場内の密集を回避し、感染リスクの低減を図るものでございます。財源につきましては、一般会計補正予算(第 4 号)におきまして計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

2款総務費、1項7目生活交通対策費、補正額333万3,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、町営バスのヒーター故障により修繕料を追加計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、令和3年10月から令和4年3月までの6カ月間の一般営業タクシーの運行事業助成として追加計上するものでございます。なお8月までの利用実績でございますが、運行日数102日、運行回数452回、利用人数延べ504人でございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額220万円の追加でございます。22 節償還金利子及び割引料におきまして、障害児入所給付費等、令和2年度の各種障害 者医療費の減少に伴い、令和2年度受け入れ済みの国または道負担金の一部について、 確定額に合わせて歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

3項2目後期高齢者医療費、補正額25万7,000円の追加でございます。18 節負担金補助及び交付金におきまして、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する令和2年度の市町村療養給付費負担額が確定したことによる計上でございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額207万3,000円の追加でございます。 3節職員手当等といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保における 11月分までの時間外勤務手当を追加計上するものでございます。また12節委託料 におきましては、マイナンバー情報連携などに対応するための健康管理システム改修 でございます。財源につきましては疾病予防対策事業費等補助金及び新型コロナウイ ルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用いたします。

5 款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額273万3,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、2点の補助金を追加するものでございます。1点目の強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、冬期間の大雪により被災した農業用ハウスなどの再建に対する間接補助金でございます。対象者は3名でございます。2点目の経営継承・発展支援事業補助金につきましては、地域農業の担い手から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者が業務の効率化等に取り組む経費に対する補助でございます。対象者は2名でございます。財源につきましては全国農業会議所による経営継承・発展支援事業でございます。

8目水利施設管理費、補正額69万円の減額でございます。12節委託料におきまして、第1揚水機場における高圧受電設備への通電試験に係る委託業務でございます。 17節備品購入費におきまして、管理車両更新に係る入札による減額でございます。 次のページをお開きください。

12目ジビエ処理加工センター管理運営費、補正額150万円の追加でございます。 12節委託料におきまして、ジビエ処理加工センター減量化施設において減量化処理 した残渣を産業廃棄物として処理するための業務を委託するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額124万3,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、建設車庫における地下水水中ポンプの故障に伴う更新でございます。

3目橋梁維持費につきましては、橋梁長寿命化に係る予算の認可に合わせ、予算の組みかえを行うものでございます。12節委託料におきましては、千代久橋調査設計業務におきましては、調査の結果、当初の想定を上回る補修設計が必要となったことに伴い、設計変更の必要が生じたことによる増額、橋梁点検(近接目視)業務につきましては契約額の確定による減額、花江橋補修調査設計業務につきましては新規の委託業務となっております。14節工事請負費におきましては執行見込みを勘案しまして減額するものでございます。

2項2目河川維持費、補正額34万6,000円の追加でございます。ラウネナイ川改修工事に係る用地買収費及び地力回復補償費の計上でございます。買収面積は約1,300平方メートル、補償面積は約2,000平方メートルでございます。

8款消防費、1項4目排水機場管理費、補正額119万2,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、空気圧縮機アンローダー弁の修繕でございます。14節工事請負費におきまして、じんかい機周辺に堆積している土砂などの除去に伴う工事でございます。

歳出合計3,519万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

10款1項1目地方交付税、補正額1億9,742万9,000円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い所要額を追加計上するものでございます。

14款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、補正額184万4,000円の追加でございます。本補正予算の歳出において計上してございます健康管理システムの改修及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金となっております。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額136万1,000円の 追加でございます。本補正予算で歳出に計上してございます強い農業・担い手づくり 総合支援交付金と同額の間接補助金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額1億6,346万3,000円の追加でございます。 令和2年度決算による前年度繰越金でございます。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額68万7,000円の追加でございます。同じ名称により本補正予算の歳出に計上しております補助金でございます。

20款町債、1項1目臨時財政対策債、補正額1,785万4,000円の減額でございます。令和3年度普通交付税算定結果に基づき起債予定額を減額調整するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額3億1,174万円の減額でござ

います。財源調整に伴い財政調整基金を1億8,334万円、減債基金を1億2,8 40万円繰り戻すため、それぞれ減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の3,519万円の追加となってございます。

以上が、議案第31号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第31号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号

〇議 長

日程第7、議案第32号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

〇総務課長 (明日見将幸君)

議案書の4ページをお開き願います。

議案第32号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画について。

浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するためでございます。

内容につきましては、別冊でお配りしてございます浦臼町過疎地域持続的発展市町 村計画、令和3年度から令和7年度までの計画に沿ってご説明を申し上げます。 最初に計画の経過につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本計画につきましては、北海道が策定しております北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、北海道と協議を行いながら基本的方向性や到達すべき目標と基本的な施策を示したものでございます。

また、法で定めます特別措置の適用を受けるためには、過疎計画の策定が必須で、 過疎対策事業債を活用し推進していくに当たり、本計画を策定するものでございます。 計画の内容につきましては、先ほど全員協議会でご説明してございますので、構成 について簡単にご説明を申し上げます。

目次をめくっていただきまして、1ページから9ページまでは基本的な事項といた しまして、町の人口及び産業の推移、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、 基本目標について記載してございます。

10ページから12ページにつきましては、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関します現状と問題点について整理いたしまして、具体的な事業を記載してございます。

13ページから19ページにつきましては、産業の振興について、農業、林業、商工業、観光等に関します現状と問題点について整理をいたしまして、具体的な事業の計画を記載したものでございます。

20ページから21ページにつきましては、地域における情報化、22ページから25ページにつきましては、交通施設の整備、交通手段の確保に関します現状と問題点について整理をいたしまして、具体的な事業の計画を記載してございます。

26ページから30ページにつきましては、生活環境の整備について、上下水道、公営住宅、消防設備、公園等に関する問題等について整理し、具体的な事業の計画を記載しております。

31ページから35ページは子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、36ページから37ページは医療の確保について、38ページから41ページは教育の振興について、42ページは集落の整備について、43ページは地域文化の振興等、44ページは再生可能エネルギーの利用の推進、45ページはその他地域の持続的発展に関し必要な事項について、それぞれ施策区分における現状と課題について整理した上で事業の計画を記載したものとなってございます。

47ページから55ページまでは、特別事業分といたしましてソフト事業にかかわる事業概要を抜き出しした資料となってございます。

また、令和3年度から令和7年度までの5カ年の全体計画を登載し、現時点で見込めます既存事業について整理をしたものでございます。

なお、本計画の策定後に総合振興計画や総合戦略などに関連する事業が生じた場合には、ハード、ソフト事業ともに従来どおり計画変更により対応してまいります。

以上が、議案第32号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第32号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号

〇議 長

日程第8、議案第33号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

議案書5ページをお開きください。

議案第33号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年浦臼町条例第19号)の一部を次のように改正する。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する 内閣府令(令和3年内閣府令第53号)の公布に伴い、本条例の一部を改正するもの でございます

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料 1 ページをお開きください。

なお、今回の内閣府令の改正は、保育所等の事業者が作成、保存を行うものや保育 所等と保護者との間の手続に関係するもので、書面によることが規定または想定され ているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定をする改正となっ ており、これを参酌し、電磁的記録等に関する規定を新たな条文として規定し直すた めの条例改正となっております。

第5条及び次ページの第38条、第42条では電磁的記録等に関する規定の削除及び修正を行っております。

3ページをお開きください。

先ほど削除した規定を第53号にまとめ、必要な修正を加え規定し直し、第4章、 雑則とする改正を行っております。

議案書8ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第33号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第33号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決さ れました。

◎日程第9 議案第34号

○議長

日程第9、議案第34号 浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長 (馬狩範一君)

議案書の9ページをお開きください。

議案第34号 浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、平成19年度の法改正において、地域優良賃貸住宅制度が創設されたことにより、平成20年度以降に地方公共団体が建設する中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅については、地域優良賃貸住宅として管理することになったためでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の 5 ページをお開きください。

まず、題名中「浦臼町特定公共賃貸住宅」の次に「及び地域優良賃貸住宅」を加える。

第1条中「特定公共賃貸住宅及び共同施設」を「特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅及び共同施設(以下「特定公共賃貸住宅等」という。)」に改めるものでございます。

第2条中第1号の次に次の1号を加え、以下を繰り下げるものでございます。2号、地域優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する賃貸住宅をいう。

第3条第2項中「特定公共賃貸住宅」を「特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅(第1表を除き、以下「特定公共賃貸住宅」という。)」に改めるものでございます。

第12条第1項は、文言の整理でございます。

次のページ、6ページをお開き願います。

別表第1から別表第3までを次のように改めるものでございます。

議案書の11ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第34号 浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第34号 浦臼町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第10 同意第1号

〇議 長

日程第10、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、向井一成委員の任期が令和3年9月30日をもって満了 するため、次期委員を選任しようとするものでございます。

以上が、同意第1号の内容であります。十分ご審議いただき、同意賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、 この際、討論を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること については同意することに決定されました。

◎日程第11 同意第2号

〇議 長

日程第11、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

選任理由につきましては、任期満了によるものでございます。

次ページに履歴書が添付されておりますので、お目通しいただければと思います。 以上が、同意第2号の内容であります。十分ご審議いただき、同意賜りますようよ ろしくお願い申し上げます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、この際、討論 を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思いますが、これにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては同意することに決定されました。

◎日程第12 同意第3号

○議 長

日程第12、同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

〇町長 (川畑智昭君)

同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

選任理由につきましては、任期満了によるものでございます。

次ページに履歴書が添付されておりますので、お目通しいただきたいと思います。 以上が、同意第3号の内容です。十分にご審議いただきまして、同意賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、この際、討論

を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては同意することに決定されました。

◎日程第13 報告第3号

〇議 長

日程第13、報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

〇総務課主幹(早坂隆広君)

議案書17ページをお開きください。

報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告する。

令和3年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

監査委員の審査意見書につきましては、別添資料にて後ほどお目通しいただきたい と存じます。

次に、18ページをお開きください。

令和2年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の各項目についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

- ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様決算額に 赤字が生じていないことから数値化されていない表記となってございます。
- ③実質公債費比率につきましては、マイナス2.1%となり、法施行以来初となるマイナスの比率でありました平成30年度決算に引き続きマイナスの比率となりました。

令和元年度決算に基づく比率がマイナス3.8%でありましたので、前年度比で1.7ポイント悪化となったところでございます。悪化に作用した要因といたしましては、令和2年度の単年度数値が3カ年平均の中で唯一プラス数値に転じたことが主な要因となっております。

単年度数値がプラス数値となった要因といたしましては、公債費の約定償還に充てるために措置された普通交付税の減が要因となります。

④将来負担比率につきましては、令和2年度末地方債残高の増加や充当可能基金の

現在高の減少など比率悪化の傾向が見られるものの平成25年度決算以降8年連続で数値化されていない表記となってございます。

次に、19ページをお開きください。

令和2年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第 1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の項目についてご説明申し上げます。

①資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから 数値化されていない表記となってございます。

以上、概要をご説明申し上げまして、令和2年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第14 認定第1号~日程第17 認定第4号(一括議題)

〇議 長

日程第14、認定第1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

〇副町長 (石原正伸君)

ただいま議題となりました認定第1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これら4件につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月19日から25日までの期間、町監査委員において、それぞれの会計の決算について審査を行っていただいているところでございます。

よって、地方自治法第233条第3項の規定により、これらの意見書を付しまして議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案に当たりまして の説明とさせていただきます。

以上です。

〇議 長

野崎議員。

○2番(野崎敬恭君)

私はこの際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりました令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件については、総合的見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されるよう望みます。

以上でございます。

〇議 長

中川議員。

○8番(中川清美君)

ただいまの動議について賛成をいたします。

○議 長

野崎議員の動議は賛成者がありましたので、成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

野崎議員の動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮りします。 決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名いたしま す。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に 選任することに決定いたしました。

認定第1号 令和2年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩中に、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員長並びに 副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

> 休憩 午後 4時23分 再開 午後 4時28分

〇議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、 その結果の報告がありましたので、周知いたします。

委員長に東藤晃義議員、副委員長に柴田典男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第18 発議第2号

〇議 長

日程第18、発議第2号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については提案理由の説明を省略することに決定しました。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号事務の検査については原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議 長

日程第19、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・ 強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・ 強化を求める意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第20 意見書案第3号

〇議 長

日程第20、意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第3号ついては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明 を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源

の充実を求める意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第21 意見書案第4号

○議 長

日程第21、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 についてを議題といたします。

お諮りいたします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 については原案のとおり採択されました。

◎日程第22 所管事務調査

○議 長

日程第22、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 したがって、令和3年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時34分